

東伊豆町
高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画
(令和6年度～8年度)
【第9期】

令和6年3月
東 伊 豆 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
5 日常生活圏域の設定	4
6 S D G s（持続可能な開発目標）の推進	4
第2章 高齢者を取り巻く現状	5
1 東伊豆町の現状	5
2 アンケート調査結果からみえる現状	10
3 将来推計	25
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 基本目標	28
3 施策の体系	29
第4章 施策の展開	30
基本目標1 高齢者の心身の健康づくりの推進	30
基本目標2 地域住民の相互援助による福祉の推進	40
基本目標3 認知症高齢者への支援及び個人の尊厳と権利の確保	50
基本目標4 介護保険サービスの充実と質の向上	54
第5章 計画の推進	78
1 計画の啓発・広報の推進	78
2 進捗状況の把握と評価の実施	78
3 計画推進体制の整備	79
資料編	80
1 東伊豆町高齢者保健福祉計画作成委員会設置要綱	80
2 東伊豆町高齢者保健福祉計画作成委員会委員名簿	81
3 計画の策定経過	81

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国においては、これまでにない程のスピードで高齢化率が上昇し、高齢者人口が増加しています。さらに、ひとり暮らし高齢者世帯の増加や、認知症高齢者、老老介護の問題等、高齢者を取り巻く課題はますます多様化しており、地域で求められるニーズは一層複雑化しています。令和22年（2040年）には、昭和46年～昭和49年生まれのいわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎え、介護・医療へのニーズがより一層高まることが予想されます。

また、「令和5年度静岡県高齢者福祉行政の基礎調査」によると、本町の高齢化率は令和5年4月1日現在で47.3%となっており、県内市町においては6番目に高くなっています。これは、国や県の高齢化率を大幅に上回っており、今後も高齢化率は上昇すると見込まれます。

本町においては、「支え合い、助け合う社会福祉の充実」を基本理念に掲げ、「健康づくりと介護予防の推進」、「生きがいのある生活の創造」、「地域住民の相互援助による福祉の推進」、「認知症高齢者への支援及び個人の尊厳と権利の確保」、「介護サービスの充実と質の向上」の実現に向け、高齢者福祉に係る施策を推進してきました。

こうした社会の状況と本町の現状を受け、安心できる暮らしを支える福祉・医療の充実の実現に向け、本町における高齢者福祉施策の基本方針等を設定し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできるまちづくりを目指し、「東伊豆町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）」を策定するものです。

2 計画の位置付け

（1）法令等の根拠

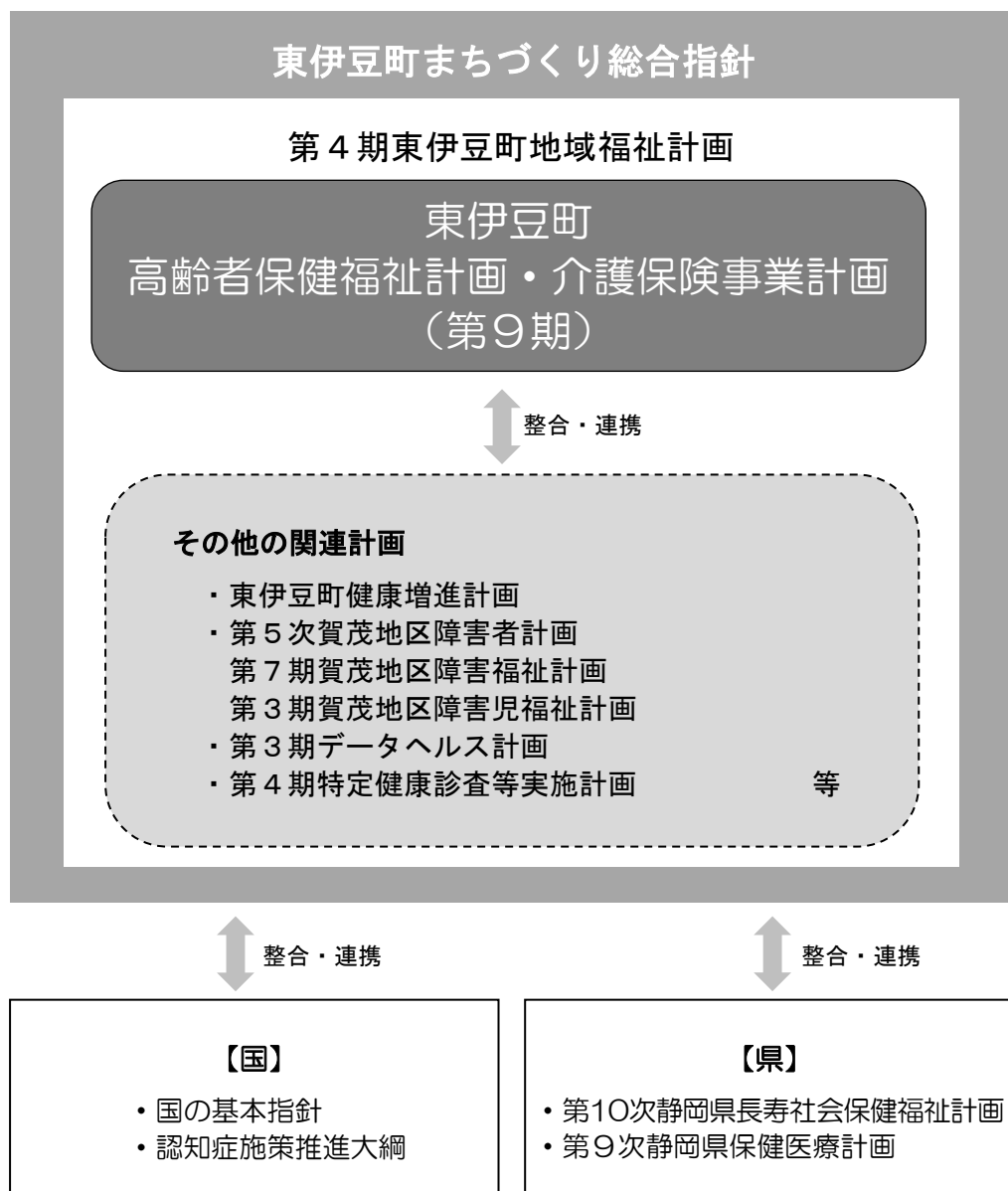
本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画（高齢者保健福祉計画）と介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定することで、介護保険サービス及び福祉サービスを総合的に展開することを目指すものです。

「高齢者保健福祉計画」は、本町における高齢者に関する施策全般にわたる計画であり、すべての高齢者に対する福祉事業全般及び介護に関する総合的な計画です。「介護保険事業計画」は、高齢者保健福祉計画のうち、介護・支援を必要とする高齢者及び要支援・要介護状態となる可能性の高い高齢者に対する施策に関する計画です。

（２）他計画との関係性

本計画は、町の基本方針である「東伊豆町まちづくり総合指針」に則り、高齢者福祉・介護保険に関する総合的な計画とします。また、上位計画として位置づけされる地域福祉計画をはじめ、高齢者福祉に関連する他の計画との整合を図りながら策定します。

また、国の定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、「認知症施策推進大綱」や、県が策定する「第10次静岡県長寿社会保健福祉計画」、「第9次静岡県保健医療計画」等の上位計画・関連計画の内容を踏まえたものとします。



3 計画の期間

介護保険事業計画は、3年ごとに計画を見直す必要があるため、令和6年度を初年度として令和8年度までの3年間の計画とします。

また、高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画と一体的に見直しを行う必要があることから、同様の計画期間とします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
総合計画・まちづくり総合指針	第5次総合計画			まちづくり総合指針					
地域福祉計画	第4次計画					第5次計画（予定）			
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第8期計画			第9期計画（本計画）			第10期計画		

4 計画の策定体制

（1）計画の策定体制

本計画の策定に当たり、高齢者福祉施策の基本的な方向性を確認するとともに、介護関係者、福祉関係者、被保険者の代表、行政関係者等で構成する「東伊豆町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会」により検討を行いました。

（2）実態調査の実施

高齢者の生活実態や、介護保険サービス利用者の利用状況・利用意向等、次期計画を策定するための基礎的な資料を得るために、「高齢者の生活と意識に関する調査」・「在宅介護実態調査」を実施しました。

（3）パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、広く町民の意見を求めることを目的に、パブリックコメントを実施しました。

- ・意見募集期間 令和6年1月24日～2月7日

5 日常生活圏域の設定

本町は9か所の地区に分かれており、すべての地区で観光と漁業、農業が主産業となっています。特に観光では、6か所の温泉郷を擁しており、温暖な気候と豊富な湯量により、年間を通じて多くの観光客が宿泊しています。近年では雛のつるし飾り発祥の地としても、多くの方が観光に訪れています。漁業ではキンメダイの漁が盛んであり、全国的にも有名でブランドとなっています。農業は露地・施設栽培のミカンをはじめイチゴ栽培、花卉栽培等が中心となっています。

日常生活圏域内には、福祉施設として町の保健福祉センターがあり、保健師・栄養士等を中心に生活習慣病予防等、各種健康診査・検診を行っています。また、保健福祉センター等の会場では、できる限り要介護状態になることなく、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、介護予防を目的とした各種教室を行っています。介護施設は介護老人福祉施設・グループホーム・有料老人ホーム等が設置されており、要介護者の心身の状況等に応じて適切な介護サービスを提供しています。

本町の介護の特徴として、町内に介護老人保健施設がない等、施設サービスに比べて居宅サービスが多い傾向が挙げられるため、施設については下田市と賀茂郡5町による賀茂圏域と近隣の伊東市との連携・協力を検討していく必要があります。

本計画における本町の日常生活圏域は前期と同様、町全体を1圏域として設定します。

6 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）は、平成27年に国連サミットで採択された、令和12年（2030年）までに達成を目指す国際目標です。SDGsは「地球上の誰一人取り残さない持続可能な世界」を実現するための17の長期的なビジョン（ゴール）と169の具体的な開発目標（ターゲット）で構成されています。

本計画の上位計画である「東伊豆町まちづくり総合指針」において、このSDGsを推進することから、本計画においても、SDGsを踏まえた施策の推進を図ることとします。

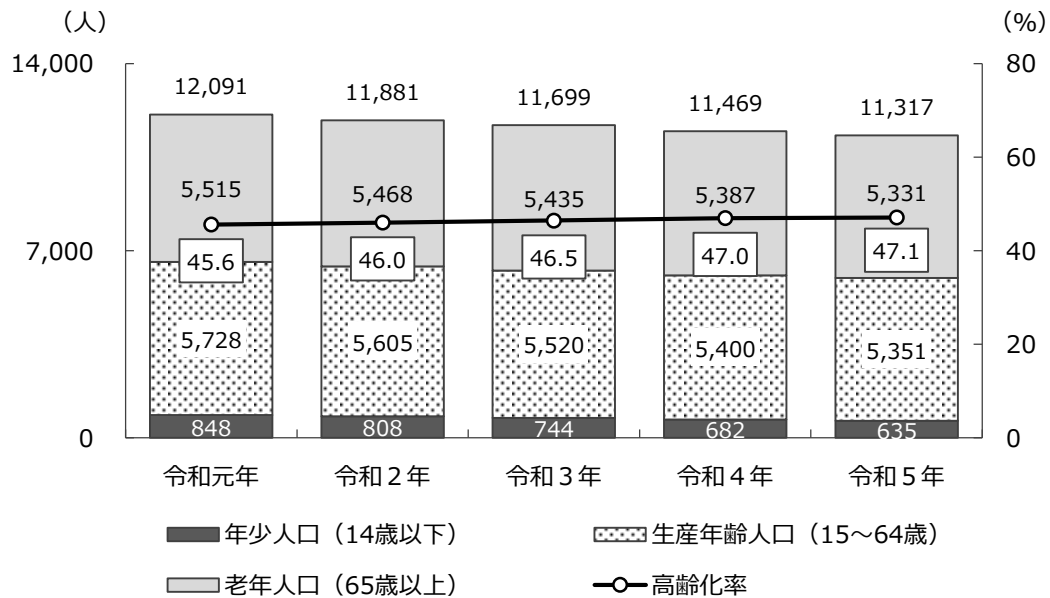
本計画と主に関連があるとされる長期的なビジョン（ゴール）は以下の9つです。



第2章 高齢者を取り巻く現状

1 東伊豆町の現状

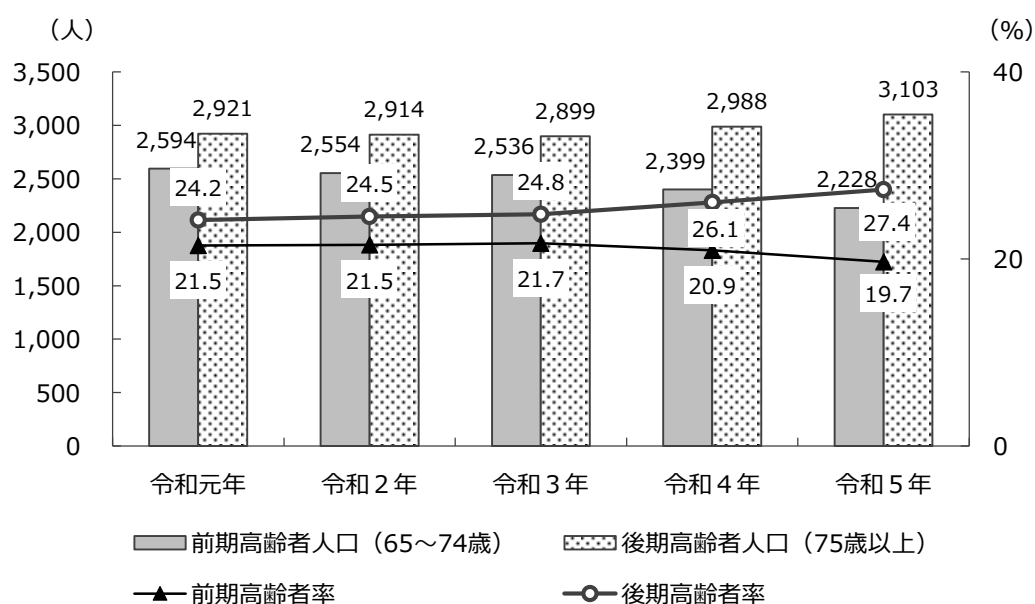
(1) 年齢3区分別人口及び高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

年齢3区分別人口及び高齢化率の推移をみると、総人口は令和元年が12,091人、それ以降は11,000人台で推移しており、減少傾向にあります。また、年少人口・生産年齢人口・老年人口のいずれも減少傾向にあるのに対し、高齢化率は上昇し続けています。令和5年においては、年少人口が635人、生産年齢人口が5,351人、老年人口が5,331人、高齢化率は47.1%となっています。

（２）前期高齢者及び後期高齢者人口・割合の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

前期高齢者及び後期高齢者の人口・割合の推移をみると、前期高齢者は令和元年から令和3年にかけて2,500人台で推移しており、令和4年以降は2,400人未満で推移しています。後期高齢者は令和元年から令和3年にかけては減少傾向で推移し、令和4年以降は増加傾向にあります。令和5年においては、前期高齢者は2,228人で人口全体に占める割合は19.7%、後期高齢者は3,103人で人口全体に占める割合は27.4%となっています。

（３）高齢者世帯数の推移

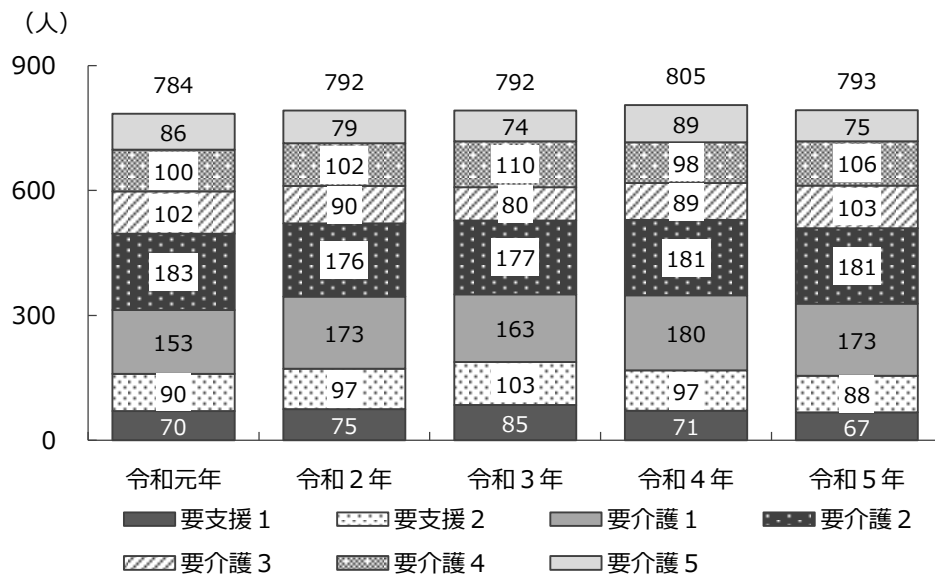
			平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	うち、高齢者のいる世帯		5,981	5,607	5,486
	世帯数	構成比 (%)	3,258	3,485	3,519
		構成比 (%)	54.5	62.2	64.1
	高齢単独世帯	世帯数	946	1,096	1,263
		構成比 (%)	15.8	19.5	23.0
	高齢夫婦のみの世帯	世帯数	647	777	908
		構成比 (%)	10.8	13.9	16.6
	その他の世帯	世帯数	1,665	1,612	1,348
		構成比 (%)	27.8	28.7	24.6

資料：国勢調査

高齢者世帯数の推移をみると、一般世帯数が平成22年には5,981世帯でしたが、令和2年には5,486世帯まで減少しています。一般世帯数が減少傾向にある一方、そのうち高齢者のいる世帯は増加を続けており、令和2年においては3,519世帯で6割以上を占めています。

(4) 要支援・要介護認定者数の状況

【要支援・要介護認定者数の推移】



資料：介護保険事業報告月報（各年9月末現在）

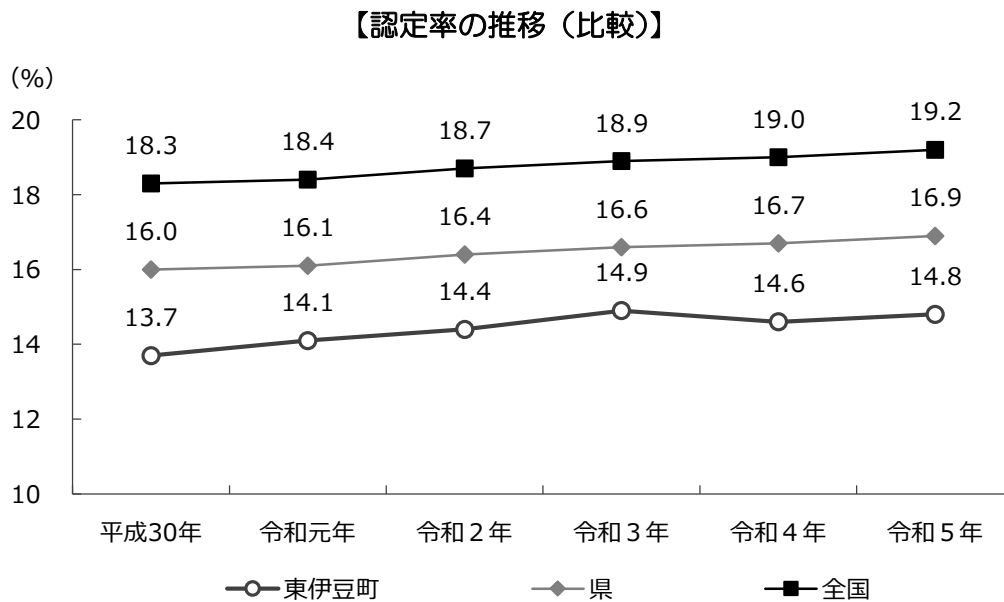
要支援・要介護認定者数の推移をみると、令和元年以降、合計人数はおおむね800人前後で推移しています。各年いずれにおいても、「要介護1」「要介護2」の占める割合が多く、ともに約2割を占めています。令和5年においては、前年より12人減少し、793人となっています。

【性別・要介護度別 要支援・要介護認定者数（令和5年度）】

(単位：人)

項目		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
男性	65～69 歳	1	0	2	2	0	3	0
	70～74 歳	0	3	5	8	4	2	4
	75～79 歳	2	5	7	12	5	9	5
	80～84 歳	9	5	11	17	5	6	2
	85～89 歳	7	11	16	13	7	8	6
	90 歳以上	6	1	15	11	9	2	3
女性	65～69 歳	1	2	1	3	1	0	1
	70～74 歳	3	3	3	1	2	1	2
	75～79 歳	6	9	9	20	10	5	7
	80～84 歳	4	18	34	23	8	16	12
	85～89 歳	10	15	40	26	25	11	9
	90 歳以上	15	16	28	42	24	43	23

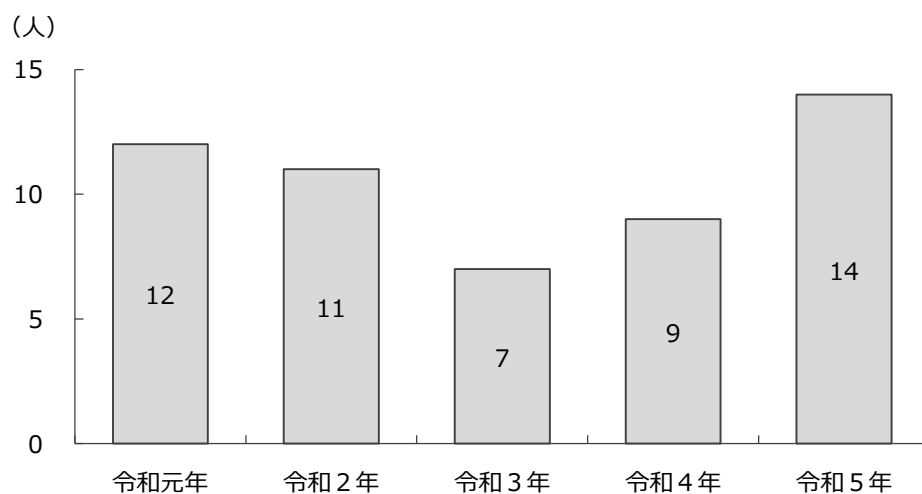
資料：介護保険事業報告月報（令和5年9月末現在）



資料：介護保険事業報告年報（令和4～5年度は介護保険事業報告月報）

本町の認定率の推移をみると、増加傾向で推移しており、令和5年は 14.8%となっています。また、全国・県と比較すると低い値で推移しています。

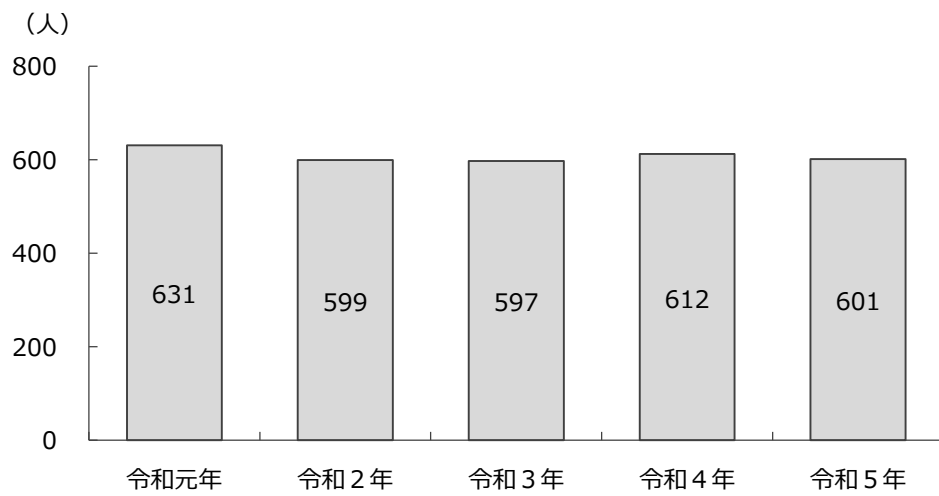
（5）総合事業対象者数の推移



資料：庁内資料（各年10月1日現在）

総合事業対象者数の推移をみると、令和3年以降増加に転じており、令和5年においては 14 人となっています。

(6) 認知症高齢者数の推移



資料：庁内資料（各年10月1日現在）

認知症高齢者数の推移をみると、令和元年以降増減を繰り返しており、令和5年においては601人となっています。

2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 調査の概要

●調査の目的

高齢者の日常生活の実態や健康状態、介護保険制度に対する意見・要望等を把握し、次期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定する際の基礎資料とすることを目的として実施しました。

●調査の方法

対象者： 《高齢者の生活と意識に関する調査》 ・ 要介護認定を受けていない 65 歳以上の方
・ 在宅で要支援認定を受けている方
《在宅介護実態調査》 ・ 要介護認定を受け、自宅で介護を受けている方

標本数： 《高齢者の生活と意識に関する調査》650人
《在宅介護実態調査》139人

調査方法：郵送配布一郵送回収

調査期間：令和5年1月19日～2月3日

●回収状況

調査種別	発送数	有効回収数	有効回収率
高齢者の生活と意識に関する調査	650 人	377 人	59.0%
在宅介護実態調査	139 人	67 人	48.2%

※有効回収数は、回収数のうち無効票（回答が極端に少ないもの及び調査対象として不適なもの）・白票等を除いた数

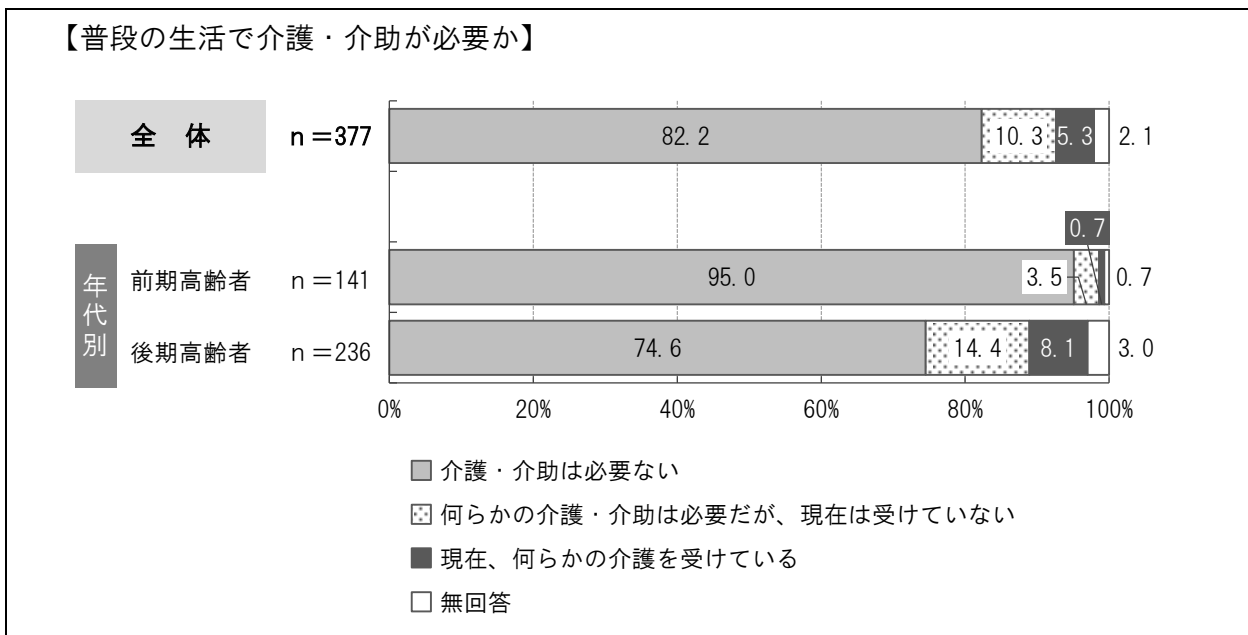
●注意事項

- ・ 回答率(%)は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数点以下第2位を四捨五入しています。したがって、比率の数値の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・ 複数回答可の設問はすべての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。
- ・ グラフ中の「n」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。
- ・ 各調査結果で用いている分析軸の分類は、以下のとおりです。

調査種別	分析軸の分類
高齢者の生活と意識に関する調査	・前期高齢者：65～74 歳 ・後期高齢者：75 歳以上
在宅介護実態調査	・要介護 1～2 ・要介護 3～5

(2) 調査の結果（抜粋）

●生活状況について（高齢者の生活と意識に関する調査）

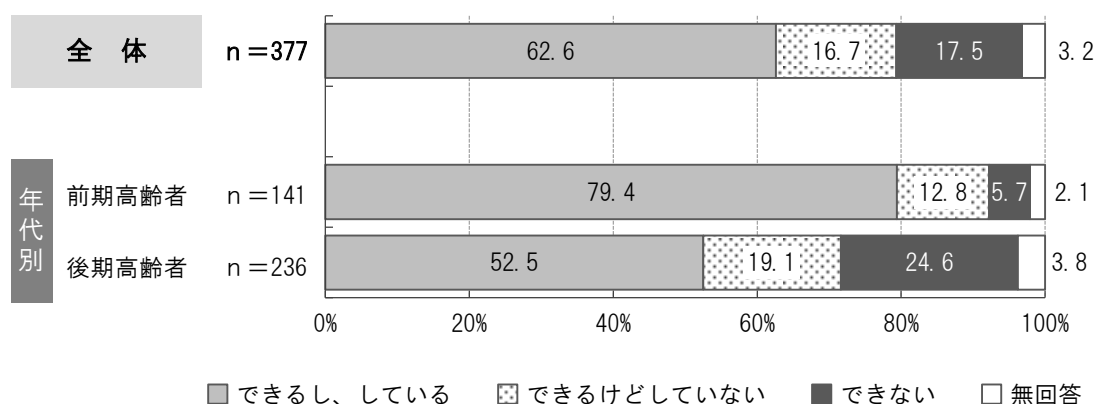


日常生活での介護・介助の有無については、「介護・介助は必要ない」が82.2%と最も多く、以下「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が10.3%、「現在、何らかの介護を受けている」が5.3%となっています。

年代別でみると、「介護・介助は必要ない」が前期高齢者において95.0%、後期高齢者においては74.6%と最も多くなっています。

●からだを動かすことについて（高齢者の生活と意識に関する調査）

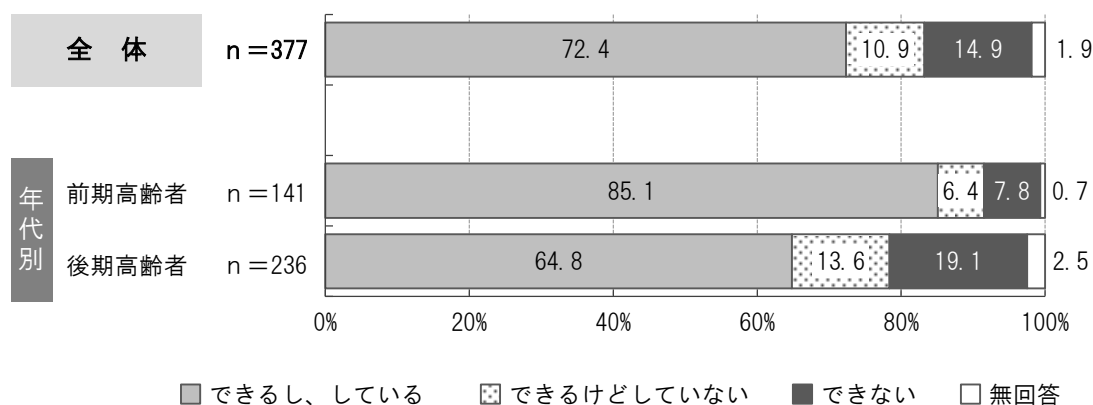
【階段を手すりや壁をつたわずに昇っているか】



階段を手すりや壁をつたわずに昇っているかについては、「できるし、している」が62.6%、「できるけどしてない」が16.7%、「できない」が17.5%となっています。

年代別でみると、「できるし、している」が前期高齢者において79.4%、後期高齢者においては52.5%と最も多くなっています。

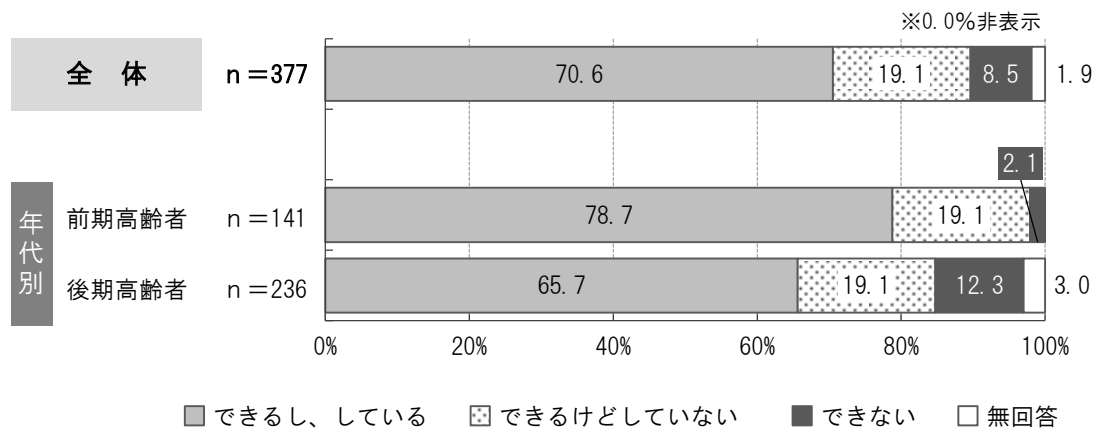
【椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているか】



椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているかについては、「できるし、している」が72.4%、「できるけどしてない」が10.9%、「できない」が14.9%となっています。

年代別でみると、「できるし、している」が前期高齢者において85.1%、後期高齢者においては64.8%と最も多くなっています。

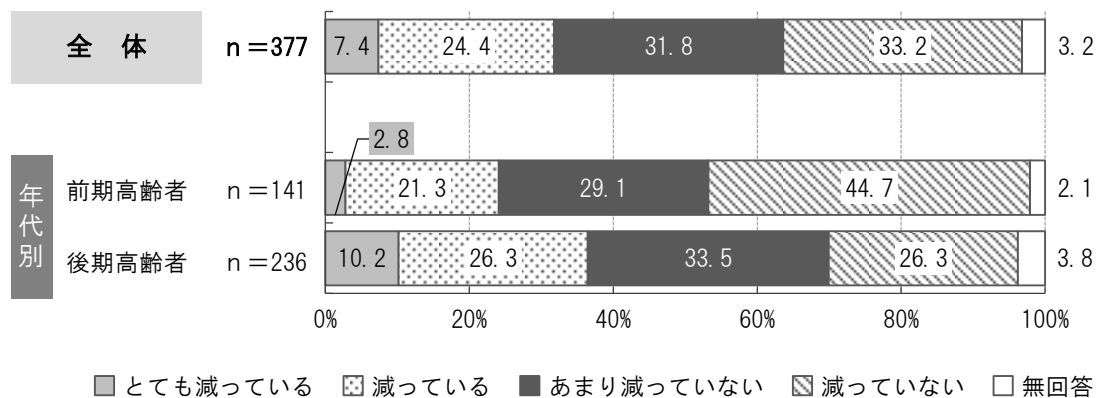
【15分くらい続けて歩いているか】



15分くらい続けて歩いているかについては、「できるし、している」が70.6%、「できるけどしていない」が19.1%、「できない」が8.5%となっています。

年代別でみると、「できるし、している」が前期高齢者において78.7%、後期高齢者においては65.7%と最も多くなっています。

【昨年と比べ外出の回数が減っているか】

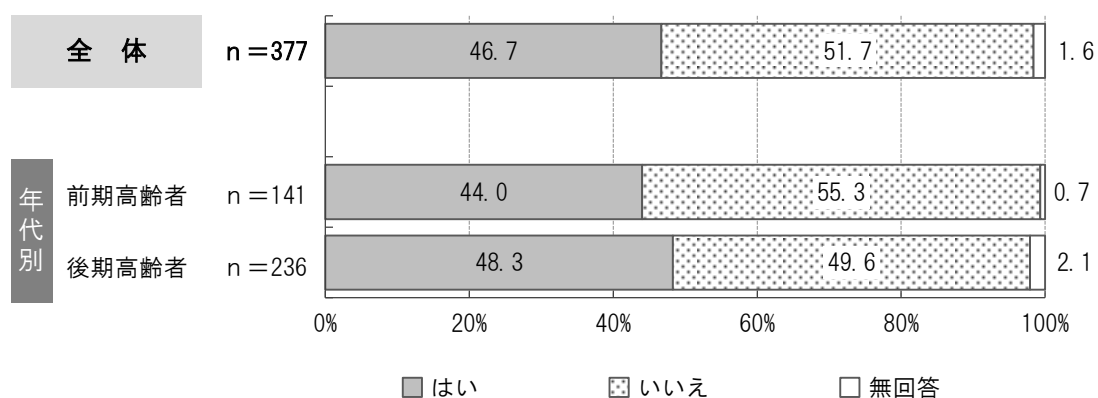


昨年と比べて外出の回数が減っているかについては、「減っていない」が33.2%と最も多く、以下「あまり減っていない」が31.8%、「減っている」が24.4%などとなっています。また、『減っている』（「とても減っている」と「減っている」の合計）は31.8%、『減っていない』（「あまり減っていない」と「減っていない」の合計）は65.0%となっています。

年代別でみると、前期高齢者において「減っていない」が44.7%、後期高齢者においては「あまり減っていない」が33.5%と最も多くなっています。

●毎日の生活について（高齢者の生活と意識に関する調査）

【物忘れが多いと感じるか】

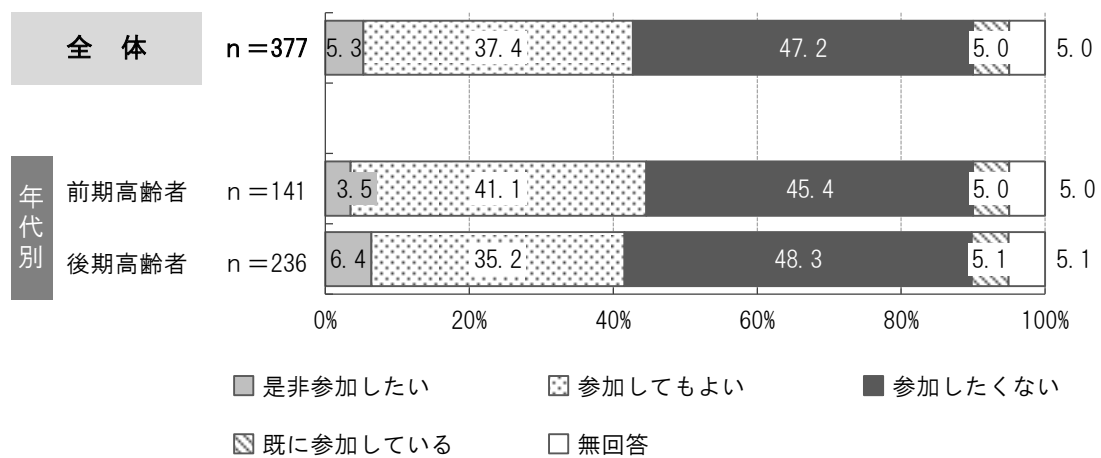


物忘れが多いと感じるかについては、「はい」が46.7%、「いいえ」が51.7%となっています。

年代別でみると、「いいえ」の方が前期高齢者において55.3%、後期高齢者においては49.6%と多くなっています。

●地域での活動について（高齢者の生活と意識に関する調査）

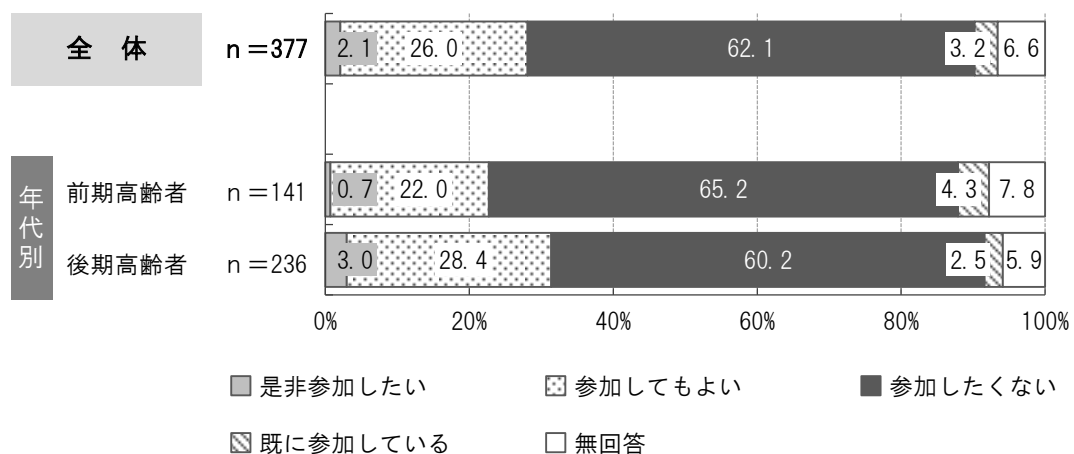
【グループによる地域づくり活動に参加者として参加したいか】



地域住民による健康づくり活動等への参加者としての参加意向については、「参加したくない」が47.2%と最も多く、以下「参加してもよい」が37.4%、「是非参加したい」が5.3%、「既に参加している」が5.0%となっています。

年代別でみると、「参加したくない」が前期高齢者において45.4%、後期高齢者においては48.3%と最も多くなっています。

【グループによる地域づくり活動に企画・運営として参加したいか】

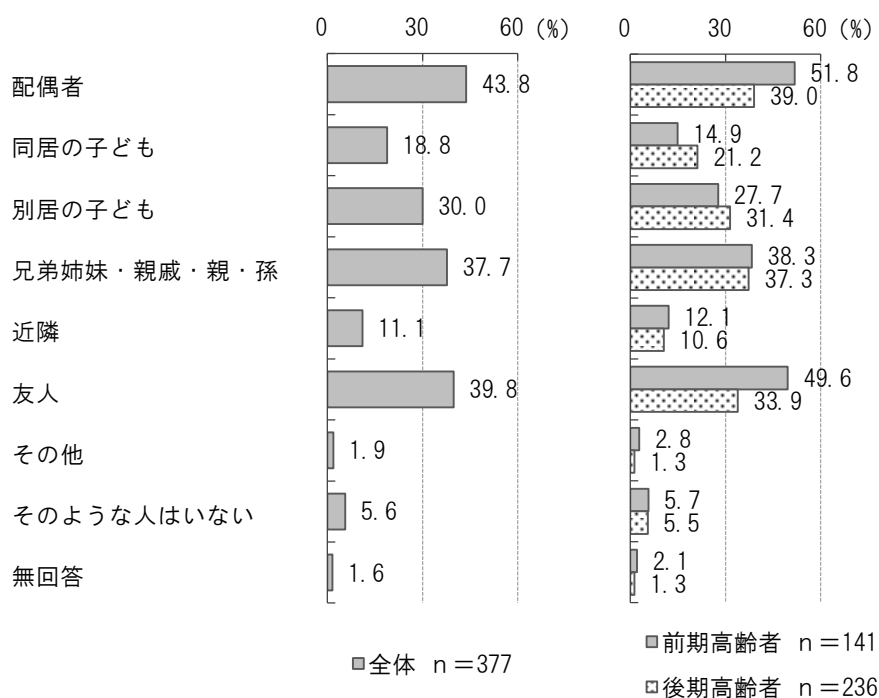


地域住民による健康づくり活動等への企画・運営としての参加意向については、「参加したくない」が62.1%と最も多く、以下「参加してもよい」が26.0%、「既に参加している」が3.2%、「是非参加したい」が2.1%となっています。

年代別でみると、「参加したくない」が前期高齢者において65.2%、後期高齢者においては60.2%と最も多くなっています。

●たすけあいについて（高齢者の生活と意識に関する調査）

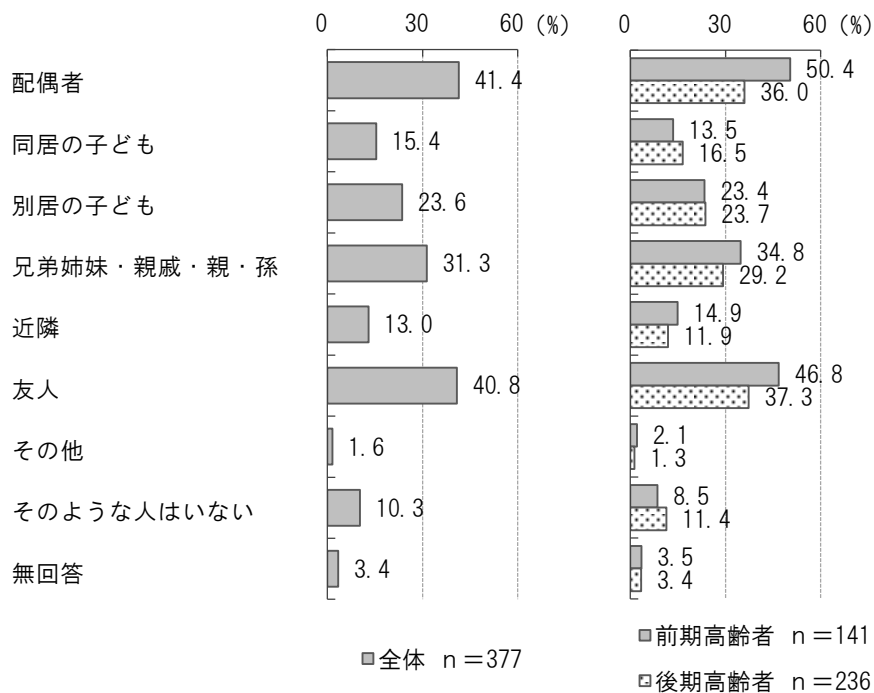
【心配事や愚痴を聞いてくれる人】※複数回答可



心配事や愚痴を聞いてくれる人については、「配偶者」が43.8%と最も多く、以下「友人」が39.8%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が37.7%などとなっています。

年代別でみると、「配偶者」が前期高齢者において51.8%、後期高齢者においては39.0%と最も多くなっています。

【心配事や愚痴を聞いてあげる人】※複数回答可

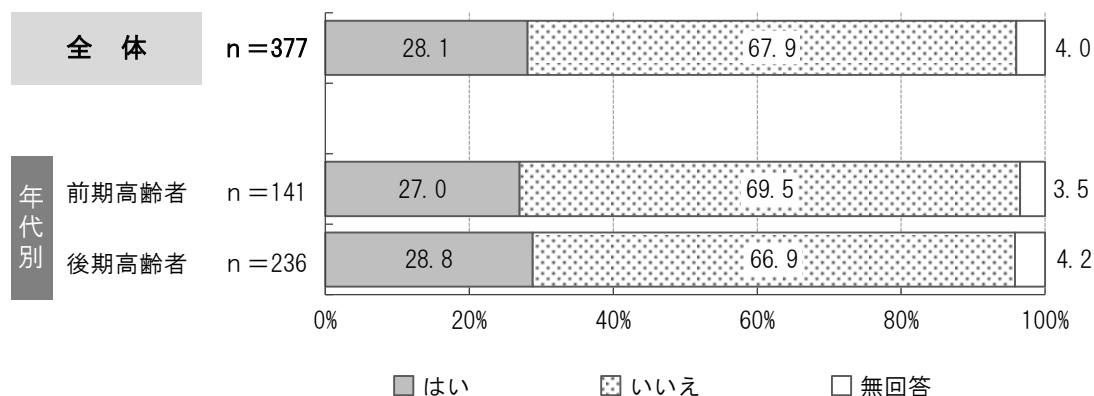


心配事や愚痴を聞いてあげる人については、「配偶者」が41.4%と最も多く、以下「友人」が40.8%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が31.3%などとなっています。

年代別でみると、前期高齢者において「配偶者」が50.4%、後期高齢者においては「友人」が37.3%と最も多くなっています。

●認知症について（高齢者の生活と意識に関する調査）

【認知症に関する相談窓口を知っているか】

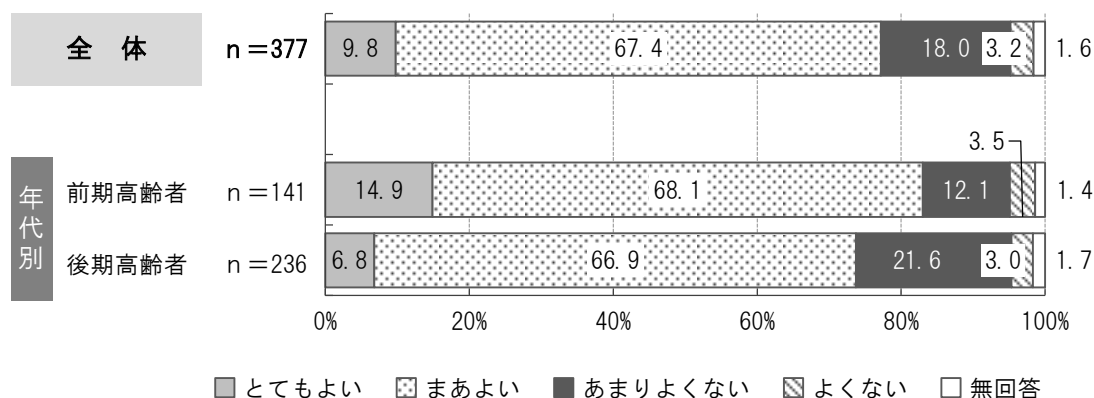


認知症に関する相談窓口の認知については、「はい」が28.1%、「いいえ」が67.9%となっています。

年代別でみると、「いいえ」の方が前期高齢者において69.5%、後期高齢者においては66.9%と多くなっています。

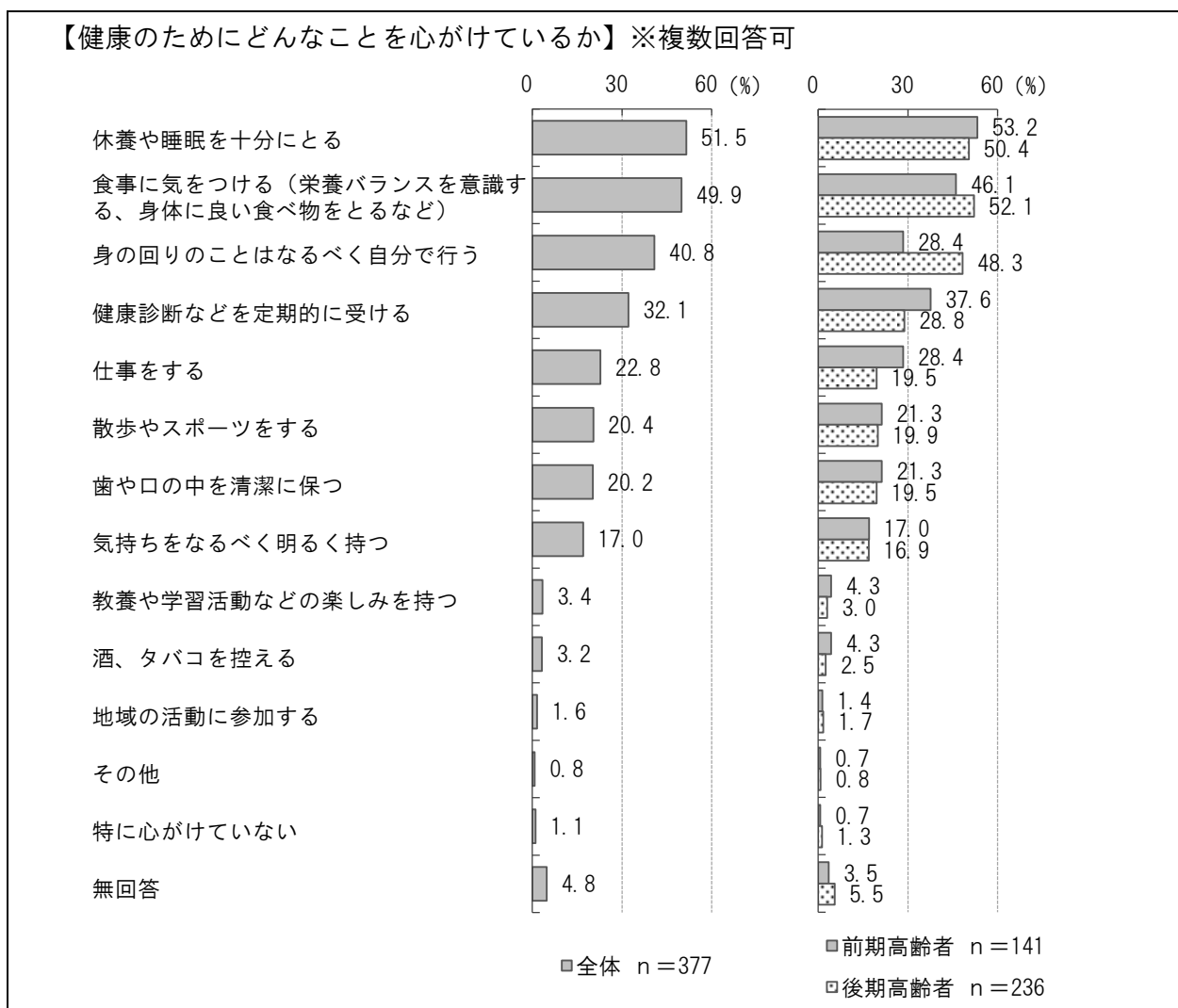
●健康について（高齢者の生活と意識に関する調査）

【現在の健康状態】



現在の健康状態では、「まあよい」が67.4%と最も多く、以下「あまりよくない」が18.0%、「とてもよい」が9.8%、「よくない」が3.2%となっています。また、『よい』（「とてもよい」と「まあよい」の合計）は77.2%、『よくない』（「あまりよくない」と「よくない」の合計）は21.2%となっています。

年代別でみると、「まあよい」が前期高齢者において68.1%、後期高齢者においては66.9%と最も多くなっています。

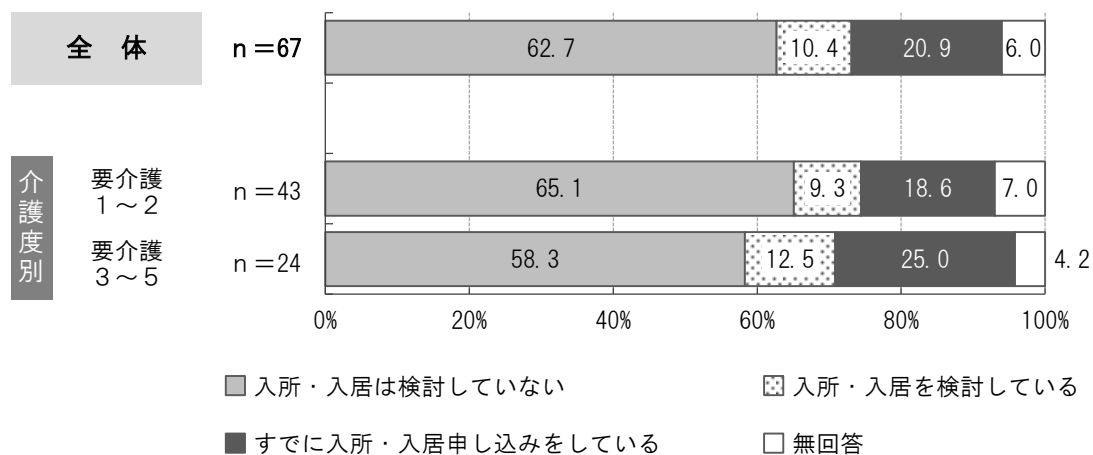


健康のために心がけていることについては、「休養や睡眠を十分にとる」が51.5%と最も多く、以下「食事に気をつける（栄養バランスを意識する、身体に良い食べ物をとるなど）」が49.9%、「身の回りのことはなるべく自分で行う」が40.8%、「健康診断などを定期的に受ける」が32.1%、「仕事をする」が22.8%などとなっています。

年代別でみると、前期高齢者において「休養や睡眠を十分にとる」が53.2%、後期高齢者においては「食事に気をつける（栄養バランスを意識する、身体に良い食べ物をとるなど）」が52.1%と最も多くなっています。

●対象者本人について（在宅介護実態調査）

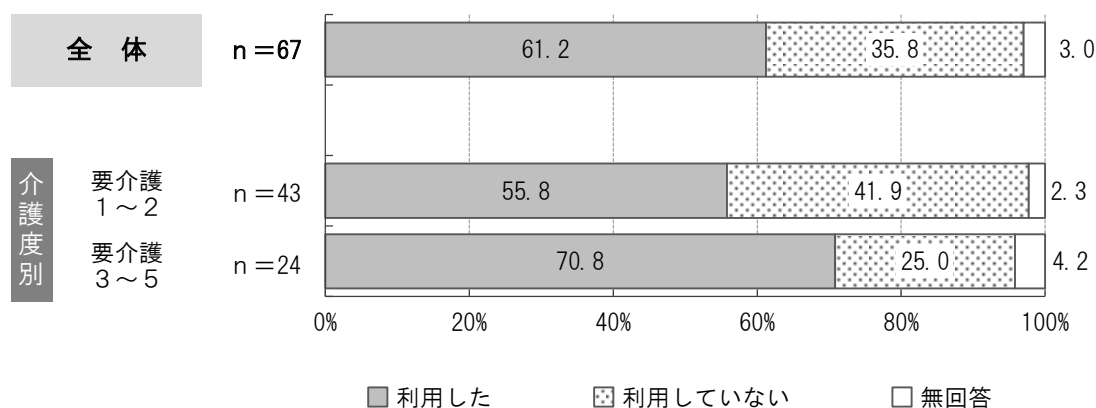
【施設等への入所・入居の検討状況】



施設等への入所・入居の検討状況については、「入所・入居は検討していない」が62.7%、「入所・入居を検討している」が10.4%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が20.9%となっています。

介護度別でみると、「入所・入居は検討していない」が要介護1～2において65.1%、要介護3～5においては58.3%と最も多くなっています。

【令和4年12月の介護保険サービスの利用有無】

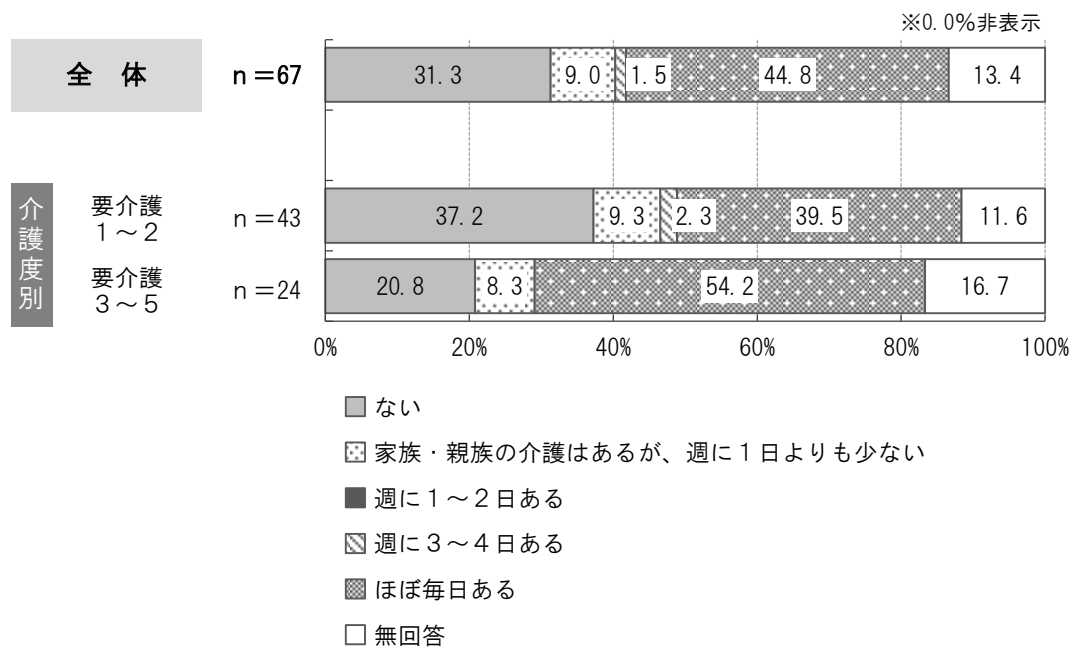


1か月間における介護保険サービスの利用の有無については、「利用した」が61.2%、「利用していない」が35.8%となっています。

介護度別でみると、「利用した」の方が要介護1～2において55.8%、要介護3～5においては70.8%と多くなっています。

●介護の状況について（在宅介護実態調査）

【家族や親族の方からの介護の週あたり頻度】

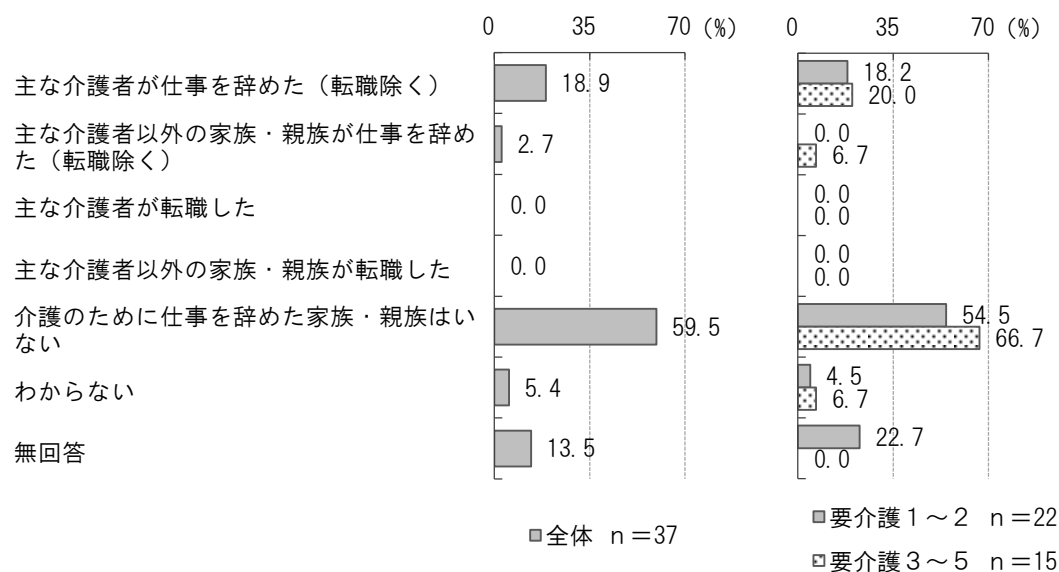


家族や親族等からの介護頻度については、「ほぼ毎日ある」が44.8%と最も多く、以下「ない」が31.3%、「家族・親族の介護はあるが、週に1日より少ない」が9.0%などとなっています。

介護度別でみると、「ほぼ毎日ある」が要介護1～2において39.5%、要介護3～5においては54.2%と最も多くなっています。

【家族・親族で、対象者の介護を主な理由に過去1年の間に仕事を辞めた方がいるか】

※【家族や親族の方からの介護の過当たり頻度】で、「家族・親族の介護はあるが、週に1日より少ない」～「ほぼ毎日ある」と回答した方のみ



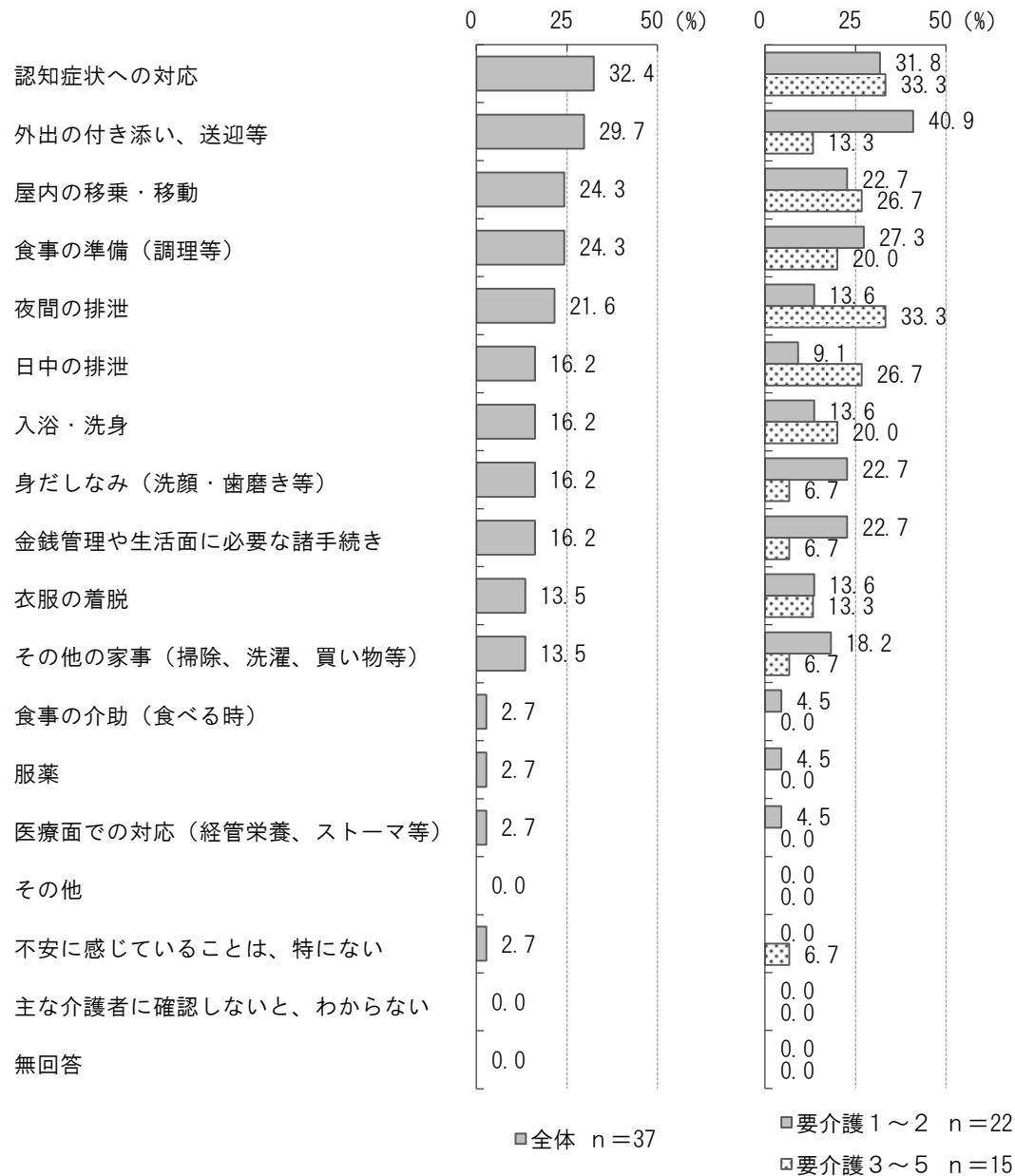
介護を理由に仕事を辞めた親族の有無については、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が59.5%と最も多く、以下「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が18.9%、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」が2.7%などとなっています。

介護度別でみると、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が要介護1～2において54.5%、要介護3～5においては66.7%と最も多くなっています。

●主な介護者について（在宅介護実態調査）

【主な介護者が不安に感じる介護等】※複数回答可

※【家族や親族の方からの介護の過当たり頻度】で、「家族・親族の介護はあるが、週に1日より少ない」～「ほぼ毎日ある」と回答した方のみ

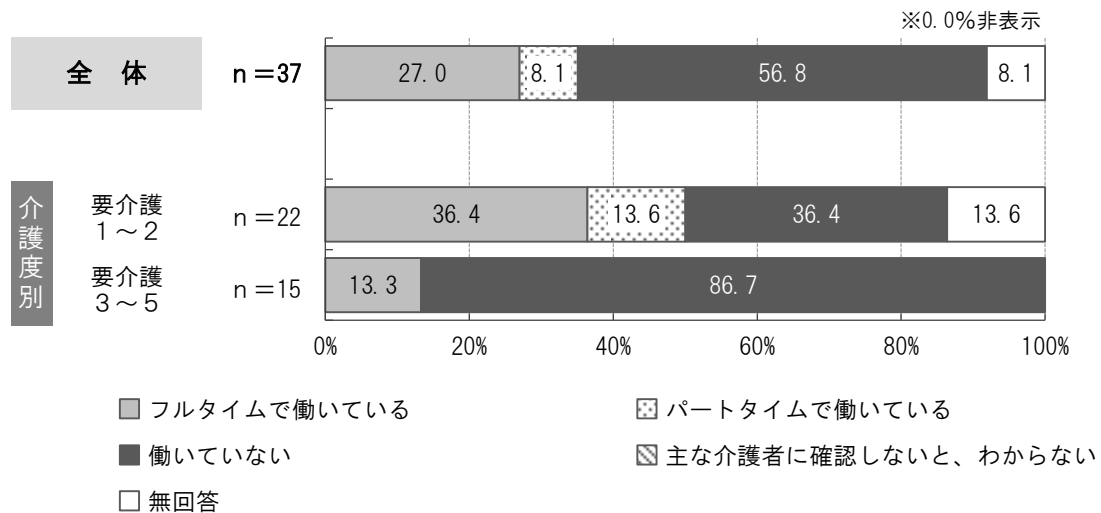


介護者が不安に感じる介護等については、「認知症状への対応」が32.4%と最も多く、以下「外出の付き添い、送迎等」が29.7%、「屋内の移乗・移動」「食事の準備（調理等）」が24.3%、「夜間の排泄」が21.6%などとなっています。

介護度別でみると、要介護1～2において「外出の付き添い、送迎等」が40.9%、要介護3～5においては「認知症状への対応」「夜間の排泄」が33.3%と最も多くなっています。

【主な介護者の現在の勤務形態】

※【家族や親族の方からの介護の週あたり頻度】で、「家族・親族の介護はあるが、週に1日より少ない」～「ほぼ毎日ある」と回答した方のみ

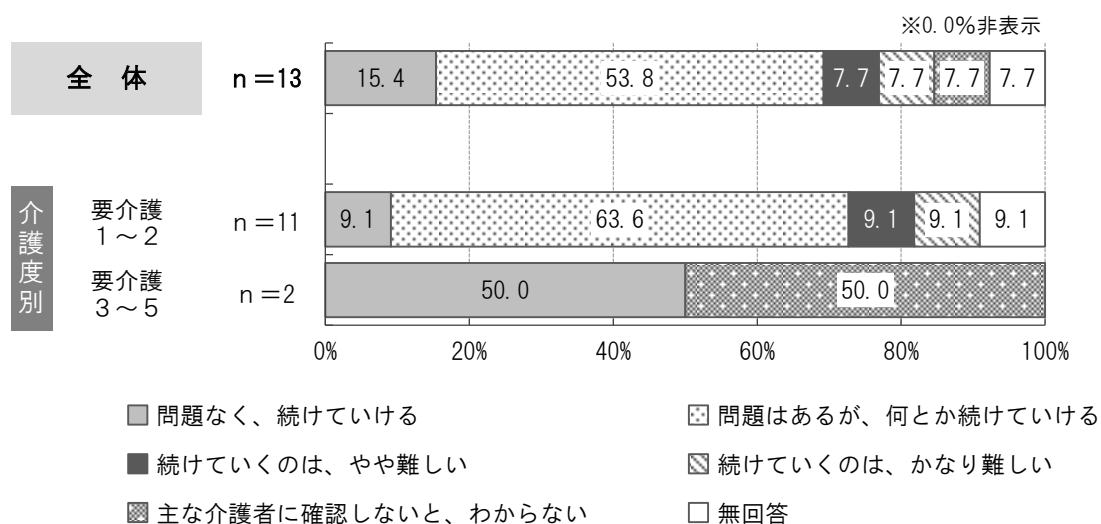


介護者の勤務形態については、「働いていない」が56.8%と最も多く、以下「フルタイムで働いている」が27.0%、「パートタイムで働いている」が8.1%となっています。

介護度別でみると、要介護1～2において「フルタイムで働いている」「働いていない」が36.4%、要介護3～5においては「働いていない」が86.7%と最も多くなっています。

【主な介護者は、今後も働きながら介護を続けていけるか】

※【主な介護者の現在の勤務形態】で、「フルタイムで働いている」「パートタイムで働いている」と回答した方のみ



働きながら介護を続けていけるかについては、「問題はあるが、何とか続けていける」が53.8%と最も多く、以下「問題なく、続けていける」が15.4%、「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」「主な介護者に確認しないと、わからない」が7.7%となっています。

3 将来推計

(1) 高齢者人口（第1号被保険者数）等の推計

高齢者人口（第1号被保険者）は、第9期計画期間中（令和6年度～令和8年度）において減少傾向で推移し、計画最終年度の令和8年には5,131人となる見通しです。また、全国的に高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）には4,291人になり、高齢化率は49.8%まで上昇する見込みとなっています。

【高齢者人口（第1号被保険者数）等の推計結果】

（単位：人）

	実績値【前期】			推計値【今期】			将来
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年 (2040年)
総人口	11,699	11,469	11,317	11,194	11,052	10,916	8,613
高齢化率	46.5%	47.0%	47.1%	47.1%	47.0%	47.0%	49.8%
高齢者人口 (第1号被保険者)	5,435	5,387	5,331	5,272	5,196	5,131	4,291
前期高齢者 (65～74歳)	2,536	2,399	2,228	2,073	1,959	1,865	1,832
後期高齢者 (75歳以上)	2,899	2,988	3,103	3,199	3,237	3,266	2,459
40～64歳人口 (第2号被保険者)	3,629	3,581	3,534	3,492	3,464	3,425	2,427
被保険者数 計	9,064	8,968	8,865	8,764	8,660	8,556	6,718

※令和3年～令和5年は実績値（10月1日現在の住民基本台帳）、令和6年以降はコーホート変化率法による推計値

（２）要支援・要介護認定者の推計

要支援・要介護認定者数は、第9期計画期間中において増加傾向で推移し、計画最終年度である令和8年において803人となる見通しとなっており、認定率は15.6%まで上昇する見込みです。全国的に高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）においては要支援・要介護認定者数は733人、認定率は17.1%となる見込みとなっています。

【要支援・要介護認定者数の推計結果】

（単位：人）

		実績値【前期】			推計値【今期】			将来
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年 (2040年)
要支援1	第1号被保険者	84	69	64	64	66	65	63
	第2号被保険者	1	2	3	3	3	3	2
要支援2	第1号被保険者	102	96	88	90	90	90	76
	第2号被保険者	1	1	0	0	0	0	0
要介護1	第1号被保険者	162	179	171	176	177	177	163
	第2号被保険者	1	1	2	2	2	2	1
要介護2	第1号被保険者	173	179	178	182	180	183	167
	第2号被保険者	4	2	3	3	3	3	2
要介護3	第1号被保険者	79	86	100	102	103	105	96
	第2号被保険者	1	3	3	3	3	3	2
要介護4	第1号被保険者	107	96	106	108	107	108	101
	第2号被保険者	3	2	0	0	0	0	0
要介護5	第1号被保険者	71	86	74	75	75	75	67
	第2号被保険者	3	3	1	1	1	1	1
合計	第1号被保険者	778	791	781	797	798	803	733
	第2号被保険者	14	14	12	12	12	12	8
認定率	第1号被保険者	14.3%	14.7%	14.7%	15.1%	15.4%	15.6%	17.1%

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

わが国においては、高齢化の進行に伴って高齢者を取り巻く課題が一層多様化・複雑化しています。また、本計画期間中の令和7年においては、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、福祉サービスや各支援へのニーズの増加が予想されています。このような状況においても、高齢者が地域でできるだけ自立し、かつ安心して生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムを構築し、深化・推進を図っていくことが必要です。

また、本計画の上位計画である「第4期東伊豆町地域福祉計画（地域福祉活動計画）」では、「誰もが笑顔で暮らし続けることができる地域づくり」を基本理念に掲げ、地域のつながりや町全体でのふれ合いや助け合いをより一層推進し、すべての町民が地域で幸せに暮らせるまちづくりを目指しています。

このような状況を踏まえ、本計画においては、地域全体で支え合い、助け合う地域共生社会の実現を目指すため、前期計画同様、以下を基本理念として継承し、心身の健康づくりや生きがいづくり、町民相互の福祉の推進に取り組んでいきます。また、高齢者が必要な支援・サービスを受けられる体制をより充実させ、高齢者の暮らしを支える環境を整備していきます。

基 本 理 念

支え合い、助け合う 社会福祉の充実

～地域共生社会の実現に向けた 地域づくり～

2 基本目標

基本目標 1 高齢者の心身の健康づくりの推進

高齢者が心身ともに健康な状態を保ち、住み慣れた地域でいきいきと暮らすためには、身体的な健康状態の維持や、生きがいをもつことが重要となります。本町においては、特定健康診査や各種検診をはじめとする健康増進の推進や、町民主体の介護予防に向けた取り組みを行っていきます。また、生涯学習の推進や、就業・社会活動への支援を行い、生きがいづくりを推進することにより、心身の健康づくりを図っていきます。

基本目標 2 地域住民の相互援助による福祉の推進

地域における健康的な生活の継続のためには、高齢者福祉サービスの充実や、必要なサービスをスムーズに利用できる体制の整備が必要となります。また、医療や介護、生活支援を一体的に提供できる、地域包括ケアシステムが必要不可欠です。本町においては、地域における見守り活動やボランティア活動への支援による福祉のまちづくりを推進します。また、「地域ケア会議」の開催により、課題の把握・共有に努め、地域包括ケアシステムの構築及びシステムのスムーズな運用を図ります。

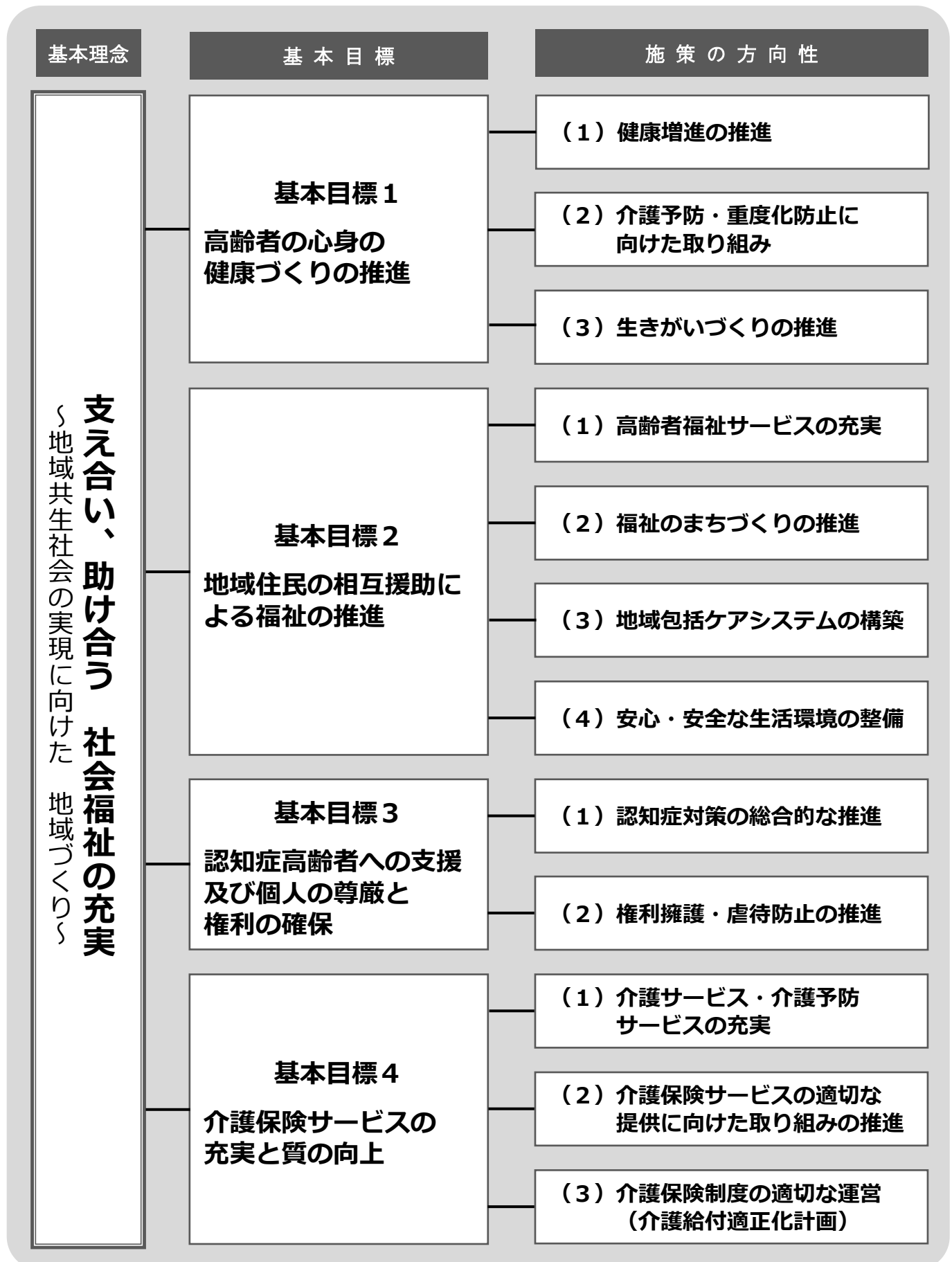
基本目標 3 認知症高齢者への支援及び個人の尊厳と権利の確保

本町においては、認知症を患う高齢者数が高い水準で推移しています。認知症高齢者への有効な支援として、支援・サービスの適切な利用だけでなく、周囲の人が認知症に対する正しい知識をもつことが重要です。また、認知症を含め、判断能力等の衰えにより高齢者の権利が侵害されないようにすることも必要です。本町においては、認知症に関する情報の普及啓発や介護者同士の相互交流、家族介護者への支援を行います。また、権利擁護・虐待防止を推進し、認知症に対する総合的な推進を図ります。

基本目標 4 介護保険サービスの充実と質の向上

高齢者が要支援・要介護状態となっても住み慣れた地域で安心して生活していくためには、介護保険サービスの充実と適切な提供体制の確保が必要です。本町においては、各種サービスの内容の充実をはじめ、適切な提供体制を構築していきます。また、介護給付を必要とする受給者の適切な認定や、介護保険サービスを過不足なく提供できるよう事業者に促すことで、介護給付の適正化を図っていきます。

3 施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標1 高齢者の心身の健康づくりの推進

（1）健康増進の推進

高齢期を迎えても、生きがいをもち活力のある生活を送るためには、日々の健康的な生活習慣の実践だけでなく、必要な健康診査・検診等を受診し、自分自身の健康状態を正しく把握することが重要です。本町においては、特定健康診査や各種がん検診の実施、健康相談・健康教室の開催を積極的に行い、高齢者の健康増進を推進していきます。

【主な取り組み】

①特定健康診査・高齢者健康診査・特定保健指導

取り組みの概要				担当課		
●国民健康保険加入者を対象に特定健康診査を、75歳以上の方を対象に高齢者健康診査を実施します。コロナ禍の間に低下した受診率の向上を図るため、未受診者に対する受診勧奨を行います。 ●1年に1回の健康診査受診の重要性について啓発していきます。 ●健康診査実施後に、健康診査結果に応じた特定保健指導を行います。				健康づくり課		
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定健康診査						
対象者数（人）	2,793	2,598	2,581	2,560	2,530	2,500
受診者数（人）	1,117	1,161	1,150	1,210	1,262	1,312
受診率（%）	40.0	44.7	44.6	47.3	49.9	52.5
高齢者健康診査						
対象者数（人）	3,020	3,132	3,055	3,100	3,100	3,100
受診者数（人）	660	746	720	930	936	942
受診率（%）	21.85	23.82	23.57	30.0	30.2	30.4
特定保健指導						
対象者数（人）	156	159	155	150	150	150
実施者数（人）	54	59	58	58	62	65
実施率（%）	34.6	37.1	37.4	39.3	41.5	43.7

②各種がん検診

取り組みの概要				担当課		
●胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん検診を集団検診と個別検診の双方で実施します。※胃がん・肺がん・大腸がん検診は40歳以上、乳がん検診は30歳以上、子宮がん検診は20歳以上の町民が対象です。 ●受診率向上に向けて、未受診者への受診勧奨を行います。また、要精密検査となった町民に対する精密検査の受診勧奨を行います。				健康づくり課		
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
胃がん検診						
対象者数（人）	9,210	8,921	8,865	8,850	8,830	8,810
受診者数（人）	861	774	780	796	838	881
受診率（%）	9.3	8.0	8.7	9.0	9.5	10.0
肺がん検診						
対象者数（人）	9,210	8,921	8,865	8,850	8,830	8,810
受診者数（人）	1,966	1,851	1,800	1,858	1,942	2,202
受診率（%）	21.3	20.7	20.3	21.0	22.0	25.0
大腸がん検診						
対象者数（人）	9,210	8,921	8,865	8,850	8,830	8,810
受診者数（人）	1,854	1,805	1,800	1,858	1,942	2,202
受診率（%）	20.1	20.2	20.3	21.0	22.0	25.0
乳がん検診						
対象者数（人）	5,156	4,968	4,934	4,930	4,920	4,910
受診者数（人）	871	830	800	838	861	883
受診率（%）	16.8	16.7	16.2	17.0	17.5	18.0
子宮がん検診						
対象者数（人）	5,580	5,373	5,347	5,340	5,330	5,320
受診者数（人）	823	769	800	801	826	851
受診率（%）	14.7	14.3	14.9	15.0	15.5	16.0

③肝炎ウイルス検診（B型肝炎・C型肝炎）

取り組みの概要				担当課		
●74歳までの方を対象に、B型肝炎・C型肝炎の検診を特定健康診査時に行います。 ●過去1度も肝炎ウイルス検診を受診していない方を対象に、個別通知による受診勧奨を行います。また、要精密検査となった町民に対する精密検査の受診勧奨を行います。				健康づくり課		
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
肝炎ウイルス検診						
対象者数（人）	2,140	2,594	3,928	3,920	3,910	3,900
受診者数（人）	123	159	109	117	156	195
受診率（%）	5.3	6.1	2.8	3.0	4.0	5.0

④健康教育

取り組みの概要	担当課
●健康診査の事後教室の参加者を対象に、生活習慣病予防や健康管理に関する情報を周知する集団健康教育を行います。 ●老人クラブ活動の場や各地区で行われるサロン活動の場に町職員が出向き、集団健康教育を実施します。 ●健康教育をより効果的なものとしていくため、実施場所の拡充やより詳細な対象者の選定について検討していきます。	健康づくり課

⑤健康相談

取り組みの概要	担当課
●保健福祉センターにて、心身の健康に関する相談支援を行います。 ●老人クラブや介護予防事業を行う会場、各種イベント等に出向き、保健師・栄養士・歯科衛生士等が必要な指導や助言を行うことによって、町民一人ひとりによる健康管理を促進していきます。 ●身近な場所で健康相談を受けることができる、かつ専門的な相談内容に対応することができる体制の整備に努めます。	健康づくり課

⑥手帳の交付

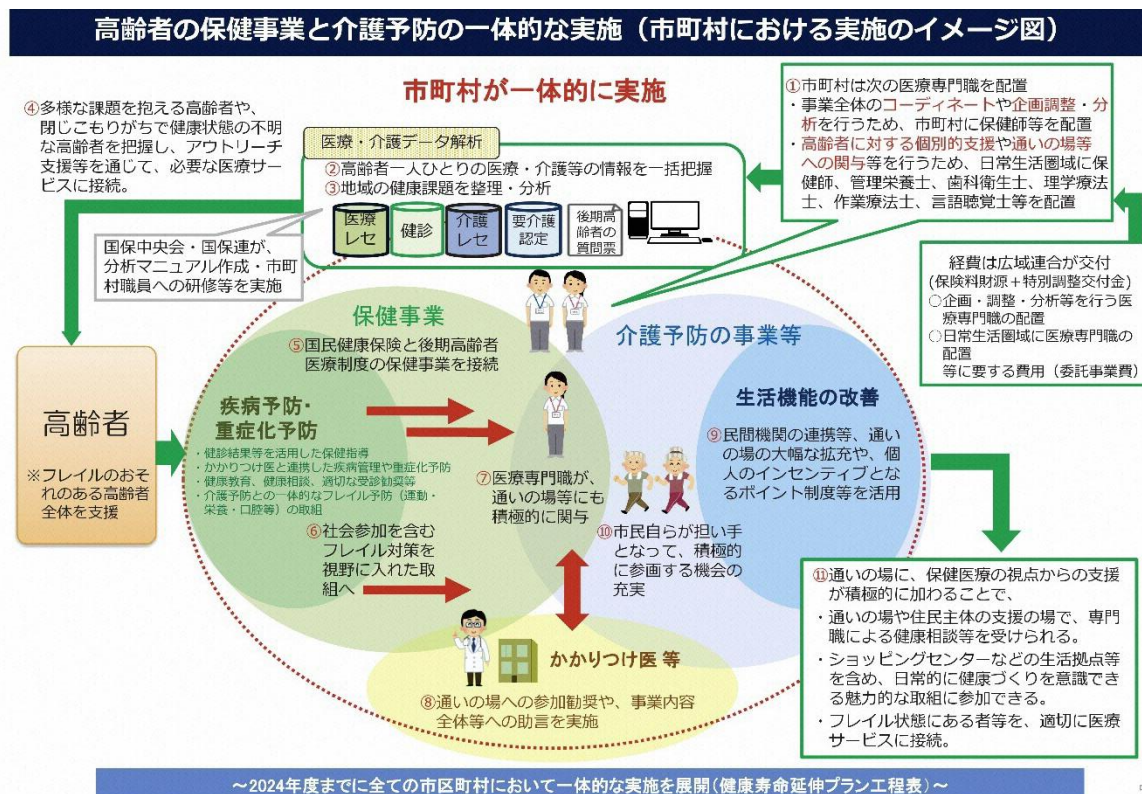
取り組みの概要						担当課	
●町民自らの健康管理に役立ててもらえるよう、特定保健指導の対象者等に対し、健康診査結果の記録や健康の保持のための必要な事項を記載するための手帳や血圧を記録する手帳を配布します。 ●健康診査結果を健康づくりに活用していくため、手帳の配布対象や配布方法についての見直しを行います。						健康づくり課	
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
手帳の交付							
配布部数（部）	健康手帳 60	血圧手帳 400	血圧手帳 100	100	100	100	

⑦訪問指導

取り組みの概要					担当課		
●地域包括支援センターからの連絡や各種保健事業の中から対象者を選定し、保健師・栄養士が本人及びその家族に必要な指導を行う訪問指導を実施し、身体機能の向上や健康の保持・増進を図ります。 ●高齢化の進行に伴って訪問指導へのニーズの高まりが見込まれることから、保健師だけでなく栄養士・歯科衛生士等の専門職が関与した実施体制を構築していきます。					健康づくり課		
		実績値（令和5年度は見込値）			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問指導							
実施件数（件）		30	16	16	20	20	20

⑧保健事業と介護予防の一体的実施

取り組みの概要	担当課
●高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細かな支援を行うため、地域の健康課題や地域の多様な社会資源の活用を踏まえた検討を行います。 ●地域の医療関係団体等と連携し、介護・医療・健康診査結果等のデータの活用を図るとともに、取り組みに係る各係との連携強化を図ります。 ●特定健康診査等の結果から把握した低栄養及び口腔機能の低下によりケアが必要な方に、適切なアドバイスをしていきます。 ●KDBシステムを活用して健康診査結果を分析し、高齢者保健事業と介護予防を一体的に実施します。	健康づくり課



5

資料：『高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について』（厚生労働省）（令和2年）

（２）介護予防・重度化防止に向けた取り組み

要介護状態となることを防ぎ、高齢者自身が快適な生活を送るためには、一人ひとりが介護予防に取り組むことと、必要な生活支援サービスを利用することができる体制を町が整備することが重要です。また、介護・介助が必要となった状態においても、重度化防止に向けて支援やサービスを適切に活用していくことが必要です。本町においては、高齢者が自主的に健康づくりに取り組める環境づくりや、重度化防止に向けた取り組みを推進していきます。

【主な取り組み】

①介護予防・生活支援サービス事業【訪問型サービス】

取り組みの概要				担当課		
●要支援者等の居宅を訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、食事や掃除、洗濯等の生活支援を提供します。【介護予防訪問介護相当サービス】 ●身体機能の低下がみられる要支援者等を対象に、理学療法士等の専門職による短期集中的な運動指導を行い、身体機能の向上を図ります。【訪問型サービスC】				健康づくり課		
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）						
延利用回数（回）	2,259	1,714	1,191	1,920	1,920	1,920
実利用者数（人）	38	30	27	33	33	33
訪問型サービス（訪問型サービスC）						
延利用回数（回）	—	—	96	288	312	336
実利用者数（人）	—	—	8	24	26	28

②介護予防・生活支援サービス事業【通所型サービス】

取り組みの概要				担当課		
●要支援者等を対象に、指定介護予防サービス事業所において日常生活上の支援や生活機能向上のための支援を行います。【介護予防通所介護相当サービス】 ●介護予防活動を行う町民ボランティア主体による通いの場を設け、体操や運動等の介護予防に資する活動を推進するため、通いの場の立ち上げ支援を行います。【通所型サービスB】				健康づくり課		
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）						
延利用回数（回）	3,088	2,943	2,428	3,520	3,520	3,520
実利用者数（人）	46	42	35	49	49	49
通所型サービス（通所型サービスB）						
延利用回数（回）	—	—	48	48	48	48
実利用者数（人）	—	—	10	10	10	10

③介護予防ケアマネジメント

取り組みの概要	担当課
●介護予防及び生活支援を目的として、要支援者一人ひとりの心身の状況や置かれている環境等に応じて、その選択に基づいた適切な事業が包括的かつ効果的に提供されるよう、専門的視点からケアプランの作成を含む必要な援助を行います。 ●ケアマネジメントの実施件数が増加傾向にあることを踏まえて、より多くの主体でケアマネジメントを行うことができるよう、地域包括支援センターの人員確保及びケアプラン作成の委託先の開拓を図ります。	健康づくり課

④介護予防普及啓発事業

取り組みの概要	担当課
●町民が介護予防及びフレイル予防に関する知識を習得し、住み慣れた地域で可能な限り生活を営むことができるよう、介護予防に関する基本的知識の普及啓発を目的とした介護予防教室、10食品群チェック、口腔機能低下予防を目的とした滑舌チェック等を実施します。 ●介護予防教室参加者においてフレイル状態の高齢者がいること、低栄養状態に該当する高齢者が少なくないことを踏まえて、食生活の改善に向けた指導を重点的にを行います。	健康づくり課

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

取り組みの概要	担当課
●医療において実施される急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへと切れ目なくつなぐことのできるリハビリテーション提供体制づくりを推進します。 ●介護予防教室や老人会、サロン活動等の高齢者の集いの場において、リハビリテーション専門職による体力測定や転倒予防について助言・指導を実施します。 ●リハビリテーション専門職による、介護保険サービス提供事業者等への技術的な助言・指導を実施します。 ●ケアマネジャーや訪問介護・通所介護サービスを提供する職員等を対象とした研修会を開催します。 ●介護予防教室の運営を担うボランティアを対象に、フォローアップのための勉強会を開催します。	健康づくり課

⑥地域住民に対する普及啓発事業

取り組みの概要	担当課
●健康づくりや介護予防への関心や意識の向上を通して介護予防に向けた活動を地域に根付かせるため、広報媒体を活用した情報発信による普及啓発を推進します。 ●地域で行われているサロン等の通いの場に保健師・栄養士等が出向き、フレイル予防に関する普及啓発を行います。	健康づくり課

⑦自立支援・重度化予防のための地域ケア会議の開催

取り組みの概要						担当課
●サービス利用者の能力を活用した自立支援・重度化予防につながるケアマネジメントを行うため、介護・保健・医療の各分野の専門職で構成される会議を開催し、多職種による個別のケアプランの検討を行います。 ●ケアマネジャーに対し、ケアプランの内容確認を含めたモニタリングを行います。						健康づくり課
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立支援・重度化予防のための地域ケア会議						
開催回数（人）	3	3	3	3	3	3

⑧町民主体の介護予防の取り組みの推進

取り組みの概要						担当課	
●介護予防を推進する介護予防サポーターの人材育成と活用を推進します。 ●介護予防教室を修了した高齢者を、介護予防サポーター「はあと」として認定し、若返り健康教室のサポートやOB会における体操指導等の活動の場を提供します。また、介護予防サポーター「はあと」が主体となって行う高齢者の集いの場の活動を支援します。 ●町民一人ひとりが、自身の健康づくりだけでなく、身近な人の健康状態にも目を向け、地域のつながりの中で健康づくりに取り組めるよう支援します。 ●町民が主体となって介護予防に取り組む通いの場の設置数・参加人数の増加に努めます。						健康づくり課	
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護予防サポーター「はあと」							
活動実人数（人）	17	16	18	19	20	20	
町民主体の通いの場							
設置箇所数（か所）	12	12	12	12	12	12	
延参加者数（人）	180	4,254	4,200	4,200	4,200	4,200	

⑨保険者機能強化推進交付金の活用

取り組みの概要	担当課
●高齢者の自立支援及び重度化防止に向けた取り組みの推進に向けて、県と連携しながら、保険者機能強化推進交付金等の評価結果の効果的な活用を図ります。	健康づくり課

⑩個人情報にも配慮したデータ利活用の推進

取り組みの概要	担当課
●高齢者の状態や介護保険サービスの利用状況等に関する関連データを活用し、効果的な事業の推進につなげます。 ●町の健康課題の解決に向けて、データの効果的な活用方法について検討していきます。 ●データの利活用においては、「東伊豆町個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づいて、個人情報の取扱いに十分配慮して行います。	健康づくり課

（３）生きがいつくりの推進

年齢にかかわらず、毎日いきいきとした生活を送るためには、地域とのつながりを保ち、生きがいをもつことが重要です。本町においては、社会参加の機会を増やすため、老人クラブへの支援や多世代参加型の地域行事を開催します。また、高齢者がこれまでの人生において培ってきた知識・経験等を活かす場として、シルバー人材センター等を窓口とする就業等への支援を進め、地域貢献を図ります。

【主な取り組み】

①生涯学習・スポーツの推進

取り組みの概要				担当課		
●趣味活動・スポーツ活動等を通じて高齢者の豊かな生活の創出や孤独・孤立の予防を図るため、生きがいつくり・仲間づくり・健康づくりにつながる生涯学習講座や各種スポーツ教室やイベントを開催します。 ●参加者が固定化しつつある現状を踏まえて、新規参加者増加に向けた呼びかけを行っていきます。				教育委員会 住民福祉課		
	実績値（令和５年度は見込値）			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
生涯学習講座						
開催回数（人）	22	24	26	36	36	36
延べ参加者数（人）	162	223	210	250	250	250
スポーツ教室・イベント						
開催回数（人）	13	15	17	20	20	20
延べ参加者数（人）	193	522	491	500	500	500

②就業等の支援

取り組みの概要				担当課		
●多くの高齢者が就業の機会を得ることによって生きがいつくり・社会参加・地域貢献が図られるよう、シルバー人材センターを中心的な窓口として高齢者が従事する職種と雇用人数の拡大に向けた支援や情報提供等を行います。				住民福祉課 健康づくり課		
	実績値（令和５年度は見込値）			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
シルバー人材センター						
会員数（人）	56	51	55	63	71	79

③社会活動への参加の支援

取り組みの概要	担当課
● ボランティア活動への高齢者の参加を促進するため、高齢者ボランティアグループの結成を促進するとともに、既存ボランティアグループ等の社会活動団体に関する情報提供をします。 ● 地域と高齢者のつながりを深めるため、子どもから高齢者まで誰もが参加できる多世代参加型地域行事を開催します。 ● 高齢者と若い世代との交流機会の拡大を図るため、子どもたちに伝統文化や遊びを教える機会や食事会等を開催します。 ● 高齢者が培ってきた知識や技能、経験を学校の総合学習等に活用していきます。	教育委員会

④老人クラブ活動への支援

取り組みの概要	担当課
● 高齢者の外出機会・周囲との交流機会の増加を図るため、老人クラブによる活動を支援します。 ● 新たな会員の加入につながるよう、老人クラブ活動について広く周知するとともに、より魅力的な活動内容について検討していきます。	住民福祉課

基本目標2 地域住民の相互援助による福祉の推進

（1）高齢者福祉サービスの充実

多くの高齢者が、介護・介助が必要な状態になっても可能な限り住み慣れた自宅での生活を継続することを望んでいます。このような希望を実現するためには、在宅生活を支援するサービスや、地域における高齢者の見守りにつながるサービスの充実が必要不可欠です。本町においては、現在実施されている高齢者支援策等の情報提供を行い、周知・啓発に努めます。また、ひとり暮らし高齢者の安否確認のため、配食サービスや緊急通報システム等を活用し、緊急時において適切な対応をとれる体制を構築していきます。

【主な取り組み】

①広報・啓発事業

取り組みの概要	担当課
● 広報ひがしいずや社協だよりに高齢者保健福祉に関する記事を定期的に掲載することで、保健福祉サービスに関する情報提供を行います。 ● ホームページや情報配信メール・LINE、民生・児童委員、保健師、各種イベント等を通じた広報・啓発・情報発信を行います。 ● 町が実施している高齢者支援策についてまとめたパンフレットを作成・配布し、サービスの周知を図ります。また、パンフレットの内容の定期的な見直しを行います。	住民福祉課 健康づくり課

②生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス）

取り組みの概要				担当課		
●高齢者がいきいきとした生活を送ることができるよう、自宅で閉じこもりがちな高齢者を対象に、食事の提供や送迎を行うとともに、健康チェックや趣味講座、レクリエーション等の身体機能の保持・増進や生きがいづくりを目的としたサービスを提供します。				住民福祉課		
●サービス利用者が増加傾向にあることから、継続して事業の周知を図るとともに、安定したサービス提供体制の確保に努めます。						
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス）						
実利用者数（人）	18	27	30	30	30	30

③生活支援ヘルパー派遣事業（ホームヘルプサービス）

取り組みの概要						担当課	
●介護保険給付の対象でない65歳以上の高齢者のうち、日常生活を営むことに支障があり、家事が困難な方に対し、訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、調理・買い物・掃除等の家事援助を行います。 ●訪問介護員（ホームヘルパー）による対応ができない支援内容への対応について検討します。						住民福祉課	
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
生活支援ヘルパー派遣事業（ホームヘルプサービス）							
実利用者数（人）	2	2	0	5	5	5	

④生活管理指導員短期宿泊事業

取り組みの概要						担当課	
●基本的な生活習慣が欠如しているひとり暮らしの高齢者に対し、体調不良時等において養護老人ホーム等に一時的に宿泊させ、体調の調整と日常生活における指導・支援を行います。						住民福祉課	
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
生活管理指導員短期宿泊事業							
実利用者数（人）	3	0	1	5	5	5	

⑤高齢者等配食サービス事業

取り組みの概要					担当課	
●65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯において、病気やケガ等により買い物や調理が困難な方に対し、定期的に居宅を訪問して栄養バランスの取れた食事を提供することで、自立支援を図るとともに利用者の安否確認を行います。					住民福祉課	
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者等配食サービス事業						
実利用者数（人）	93	98	73	100	100	100

⑥ひとり暮らし老人緊急通報システム

取り組みの概要						担当課	
●ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急通報装置（福祉電話）の貸し出しを行うことで、緊急時の通報体制を確立するとともに、消防署と連携して緊急事態に迅速かつ適正に対応できるようにします。						住民福祉課	
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
ひとり暮らし老人緊急通報システム							
実利用者数（人）	43	33	35	60	60	60	

（２）福祉のまちづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で健康に暮らし続けていくためには、地域における町民同士のつながりをもつことだけでなく、適切な支援・サービスが利用できる環境づくりが重要です。町においては、地域における見守り活動推進のため、民生・児童委員の活動の支援を行います。また、高齢者を対象としたボランティア講座の開催や、ボランティア活動のスムーズな推進のため、ボランティア団体同士の交流機会の充実を図ります。

【主な取り組み】

①情報提供の充実

取り組みの概要	担当課
●介護保険サービスや保健福祉サービスについて、必要としている方の利用につながるよう、広報紙やパンフレット、ホームページ、ガイドブック等を活用して効果的な情報提供を行っていきます。	住民福祉課 健康づくり課

②相談支援体制の充実

取り組みの概要	担当課
●町の各種相談窓口や社会福祉協議会、その他の関係機関等による連携を強化し、高齢者の暮らしに関する内容にとどまらない、多様化・複雑化した生活課題に対応できる相談支援体制の構築に努めます。 ●庁内の相談窓口で相談支援を行ったのち、何らかの支援を必要としている方については関係機関への適切なつなぎを図ります。	住民福祉課 健康づくり課

③地域における見守り活動の推進

取り組みの概要	担当課
●地域に住む高齢者のことを把握し、町民同士で日常的な見守りを行うことの重要性について啓発します。 ●地域において重要な役割を担っている民生・児童委員の活動を支援します。 ●あんしん見守りネットワークの協力事業者と協働し、高齢者等の見守りを行います。	住民福祉課 健康づくり課

④ボランティア活動等への支援

取り組みの概要	担当課
●高齢者を対象としたボランティア講座を開くなど、ボランティア育成の充実を図るとともに、町民による積極的な参加を促進していきます。また、ボランティア人材の拡充に向けて、ボランティア養成講座の実施について検討します。 ●ボランティア団体やその活動等について広報紙に掲載し、ボランティア活動への理解と協力を得られるようにしていきます。 ●必要な時に必要なボランティア活動を推進することができるよう、ボランティアコーディネーターの育成及び活動拠点となるボランティアビューローの機能強化を図るとともに、ニーズに応じて必要な資機材を提供します。 ●社会福祉協議会に設置されているボランティア連絡協議会の活動を促進し、ボランティア団体同士の交流機会を充実させます。 ●地域の子どもたちや青少年との交流等を通じて各世代の福祉意識の向上を図り、支え合いや見守りなどの取り組みにつなげていきます。	住民福祉課 健康づくり課

⑤ヤングケアラー対策の推進（家族介護者への支援）

取り組みの概要	担当課
●本来大人が担うと想定されている家族の介護や世話、家事等を日常的に行っている18歳未満の子どもを指す「ヤングケアラー」への対策を推進するため、学校等を通じてヤングケアラーに該当している児童・生徒がいないか、県と連携・協力しながら実態調査を行います。 ●高齢者の暮らしや介護に関する相談支援を行い、ヤングケアラーの存在が確認された場合は、庁内外の関係部署と連携のもと実態把握や指導、適切な支援へのつなぎなどを図ります。	教育委員会 住民福祉課 健康づくり課

⑥重層的支援体制の整備

取り組みの概要	担当課
●介護や障害、子育て、生活困窮といった分野別の相談支援体制では解決が困難な支援ニーズの多様化・複雑化に対応するため、庁内の相談窓口同士の連携強化・庁外の関係機関との連携・協働を通じて、属性や世代を問わず相談内容を受け止める包括的相談支援を実施する体制の構築を図ります。	住民福祉課 健康づくり課 をはじめとする関係各課

（３）地域包括ケアシステムの構築

住み慣れた地域で自立した生活を続けていくためには、医療や介護、生活支援等のサービスを切れ目なく一体的に利用できる環境（地域包括ケアシステム）が必要不可欠です。本町においては、多様化・複雑化する支援ニーズへの対応のため、さまざまな課題の相談支援ができる体制を整備していきます。また、地域における課題の把握・共有のため「地域ケア会議」を開催し、スムーズな問題把握、関係者の役割分担等に努めます。

【主な取り組み】

①総合相談支援事業

取り組みの概要	担当課
●地域包括支援センターの相談窓口において、高齢者の暮らしや介護等に関する相談支援を行います。 ●重層的支援体制の構築によって多様化・複雑化する支援ニーズに対応するため、地域包括支援センターにおいても、高齢者の暮らしや介護等にとどまらないさまざまな生活課題に関する相談支援を行うことのできる体制整備に努めます。 ●地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらないさまざまな形での支援を可能とするため、 1. 地域における多様な関係者との支援ネットワークの構築 2. 支援ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握 3. サービスに関する情報提供等の初期相談対応や継続的・専門的な相談支援（支援方針に基づくさまざまなサービス等の利用のつなぎ）を行います。	健康づくり課

②包括的・継続的ケアマネジメント事業

取り組みの概要				担当課		
●多様化・複雑化するニーズ及び多職種連携を行った適切なケアマネジメントができるよう、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の継続に努めます。 ●医療関係者等との連携が円滑に図れるよう、在宅医療介護連携推進支援センター等と連携のもと、ケアマネジャーの活動支援を行います。 ●ケアマネジメントの質の向上に向けて、ケアマネジャーを対象とした研修会やケアマネジャー同士の連絡会を実施します。				健康づくり課		
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護支援専門員（ケアマネジャー）連絡会						
実施回数（回）	5	5	5	5	5	5

③地域包括支援センターの機能強化

取り組みの概要				担当課		
●保健・医療・介護等の各分野の関係者、町民代表等によって構成される地域包括支援センター運営協議会を設置し、地域包括支援センターの業務についての評価・検証、改善策の検討等を行います。 ●地域包括支援センターが身近な相談窓口としての機能を果たせるよう、地域住民に広く周知し、利用促進を図ります。 ●地域包括ケアシステムの構築において地域包括支援センターが中心的な役割を果たすことができるよう、実施している各種施策の進捗管理・評価を町でも実施することで、効果的な運営を目指します。また、評価結果に応じて必要な施策を確実に講じることができるよう、職員配置体制についても必要に応じて検討していきます。				健康づくり課		
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センター運営協議会						
実施回数（回）	1	1	1	1	1	1

④地域ケア会議の開催（くらし会議、地域課題検討会議）

取り組みの概要				担当課		
●保健・医療・介護等をはじめとするさまざまな分野の関係者を集めた地域ケア会議「くらし会議」を開催し、困難事例の共有や支援方針の一本化、関係者の役割分担等を図ります。 ●「くらし会議」で協議した内容について、「地域課題検討会議」で協議し、支援策の実施方針や地域資源の開発について検討していきます。				健康づくり課		
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議「くらし会議」						
実施回数（回）	19	10	15	17	17	17
地域ケア会議「地域課題検討会議」						
実施回数（回）	1	1	2	2	2	2

⑤あんしん見守りネットワーク事業

取り組みの概要					担当課		
●あらかじめ登録された認知症高齢者が徘徊等で行方不明になった際に、公共交通機関や郵便局、介護保険事業所等の協力事業者にもメール・FAXにて情報提供と捜索依頼を行うことによる、高齢者の早期発見と保護を目的としたネットワークづくりを行います。 ●協力事業者や警察、町防災課と連携した「高齢者捜索模擬訓練」を実施し、町民や協力事業者に対し、行方不明時の対応方法や声のかけ方について実践的に行います。 ●ネットワークづくりにおける、新たな協力事業者の発掘・確保を図ります。					健康づくり課		
		実績値（令和5年度は見込値）			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
あんしん見守りネットワーク事業							
登録者数（人）	31	36	22	30	30	30	

⑥介護用品給付事業

取り組みの概要					担当課	
●要介護認定者を在宅で介護する家族の精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、要介護認定者の在宅生活の継続及び向上を図るため、介護用品（紙おむつ、尿取りパット）を給付します。					健康づくり課	
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護用品給付事業						
実利用者数（人）	11	14	13	15	15	15
給付金額（千円）	425	462	650	750	750	750

⑦生活支援コーディネーターの配置

取り組みの概要		担当課
●社会福祉協議会への委託によって生活支援コーディネーターを配置し活動支援を図ることで、地域に不足する生活支援サービスの把握・創出、生活支援サービス関係主体間の連携体制づくり及び情報共有、地域の支援ニーズと生活支援サービスを提供する主体の活動のマッチング等の生活支援策を推進します。		健康づくり課

⑧生活支援体制整備事業

取り組みの概要	担当課
●高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続できるよう、生活支援コーディネーターが中心となって、既存の地域資源を活用しながら生活支援体制を整備していきます。 ●高齢者の主な生活課題となっている移動支援・生活支援について、必要としている方にサービスを提供することができるよう、ボランティアの養成を通して提供体制の拡充を図ります。 ●高齢者等にとって住みよい地域づくりを推進するため、地域課題の把握や生活支援において必要なサービスの創出、地域資源の開発等について協議体で協議します。	健康づくり課

⑨在宅医療と介護の連携の推進

取り組みの概要	担当課
●地域の医療関係者と介護事業者が参画する河津・東伊豆ブロック会議を開催し、在宅医療・介護連携における現状把握と課題の抽出を行うとともに、高齢者の地域生活を支え、生活の質を高めるための連携・協働に向け関係者へ働きかけて支援ネットワークの構築を図ります。 ●医療関係者・介護関係者の相互理解を推進するため、グループワークを用いた多職種事例検討会を実施します。 ●在宅での療養や看取り、認知症への対応等について、町民への普及啓発を行います。 ●病院から在宅での療養に円滑に移行できるよう、在宅医療機関の情報や介護・福祉に関する情報を町民や関係機関に提供します。 ●医療と介護を必要とする高齢者が自らの意思で療養の場を選択できるよう、在宅療養に関する講演会を開催し、在宅療養に関する情報や心構えなどの知識を身に付けることができる機会を提供します。 ●ACP（人生会議：人生最終段階における医療・ケアについて前もって考え、家族等と繰り返し話し合い共有する取組み）について、講座等を開催し普及啓発を図ります。 ●事業の推進に向けて、医師会、薬剤師会、消防署等の関係機関との連携に努めるとともに、地域の職能団体同士の相互交流・情報交換等を推進します。	健康づくり課

⑩高齢者が安心できる住まいの充実

取り組みの概要					担当課	
●高齢者が安心して生活できるよう、住宅改修に関する点検・指導をはじめ、住宅型有料老人ホーム等の高齢者向けの住まいに関する情報提供を行います。					健康づくり課	
	実績値（令和５年度は見込値）			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
有料老人ホーム						
施設数（か所）	6	6	6	6	6	6
定員数（人）	340	340	340	349	349	349

（４）安心・安全な生活環境の整備

誰もが住みやすいと感じるまちづくりのためには、誰にとっても利用しやすいユニバーサルデザインの採用や、さまざまな障壁を取り除くこと、交通安全の推進、防災・防犯活動の推進等が必要不可欠です。本町においては、町民の誰にとっても利用しやすくなるような公共交通機関の整備や、犯罪等に遭わないよう、防犯に関する周知・啓発や情報提供を行い、安心・安全なまちづくりを進めていきます。

【主な取り組み】

①ユニバーサルデザインのまちづくり

取り組みの概要	担当課
●ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、町内の公共施設等の整備にあたっては、誰にとっても利用しやすいものとしていきます。 ●町内で運行している鉄道やバス等の公共交通機関に対して、誰にとっても利用しやすい機関となるよう、駅施設のバリアフリー化や低床バスの導入等を要請します。また、現在実施している移動・交通サービスの周知・徹底を通じて利用促進を図ります。	企画調整課

②交通安全の推進

取り組みの概要	担当課
●年々増加する高齢者ドライバーに対し、交通安全教育・啓発活動を通して、高齢者の交通安全意識の向上を図ります。 ●高齢運転者標識や身体障害者標識等を車に表示するよう啓発します。 ●安全な歩行や運転が可能になるよう、歩道や信号機、カーブミラー等の交通安全施設の整備・修繕を行います。	防災課 住民福祉課

③防犯活動の推進

取り組みの概要	担当課
●防犯に関する周知・啓発を行い、理解の促進と意識の向上を図ります。 ●町民に対し、不審者情報等の発信を行い、防犯力の強化を図ります。 ●夜間でも安心して外出することのできる環境を整備するため、防犯灯の設置と修繕を行います。 ●詐欺等に遭わないよう不審電話等の情報があったときは、有線テレビや広報、配信メール等で随時情報提供を行います。 ●あんしん見守りネットワークの協力事業者と協働し、高齢者等の見守りと、有事の際の対応を行います。	防災課 観光産業課 健康づくり課

④防災活動の推進

取り組みの概要	担当課
●各種防災訓練・避難訓練を実施し、高齢者のみならず町民全体の防災意識の向上を図ります。 ●災害時に一人で避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、災害発生時に適切な支援を行うことができるよう、避難行動要支援者台帳への登録・管理を行うとともに、登録した情報を民生・児童委員や自主防災組織等と共有します。また、避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画の作成を進めます。 ●高齢者や障害者等の避難行動要支援者が安心して避難生活を送ることができる福祉避難所の確保を図るため、町内の事業所等との調整・連携を図ります。	防災課 住民福祉課 健康づくり課

⑤高齢者が安心できる住まいの充実【再掲】

取り組みの概要	担当課
●高齢者が安心して生活できるよう、住宅改修に関する点検・指導をはじめ、住宅型有料老人ホーム等の高齢者向けの住まいに関する情報提供を行います。	健康づくり課

⑥高齢者への感染症対策に関する普及啓発

取り組みの概要	担当課
●高齢者に対し、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染症対策について、関係機関と連携しながら啓発していきます。 ●感染症対策に対し、事業者からの相談に応じるとともに、感染拡大防止のために必要な助言を行います。 ●高齢者に対する予防接種等については、個別案内を実施します。	健康づくり課

基本目標3 認知症高齢者への支援及び個人の尊厳と権利の確保

（1）認知症対策の総合的な推進

認知症高齢者は全国的に増加の一途をたどっています。本町において増加傾向はみられませんが、その人数は高い水準で推移していることから、認知症となっても住み慣れた地域で生活し続けられるような環境の整備が必要です。本町においては、町民に向けて認知症の正しい知識の普及啓発を行う他、町民や団体、企業等における「認知症サポーター」の養成講座や活動支援を行うことにより、認知症の方やその家族の見守りができる人材の育成を図っていきます。

【主な取り組み】

①「共に」「生きる」連絡会「ニューサマーオレンジ」

取り組みの概要	担当課
●誰もが住み慣れた東伊豆町で安心して生活できるよう、町民と協働しながら、認知症の方にとって住みよい暮らしのためにできることを、認知症キャラバン・メイトやケアマネジャー、病院の医療ソーシャルワーカー、弁護士、司法書士、地域包括支援センター職員が定期的に集まり、協議を行います。 ●認知症地域支援推進員等と連携しながら、認知症キャラバン・メイトによる認知症サポーターステップアップ講座等の自発的な活動を支援していきます。	健康づくり課

②認知症ケアパスの作成と普及

取り組みの概要	担当課
●認知症の症状や段階に応じて受けられる医療やサービス・支援、町内の相談窓口や医療機関等の情報を整理しまとめた「認知症ケアパス」を作成し、定期的な内容の見直し・改訂を行います。また、行政や医療機関、介護事業所、あんしん見守りネットワークへの配布や、カフェや各種勉強会における配布、ホームページへの掲載等を通じて、認知症ケアパスの普及を図ります。	健康づくり課

③認知症サポーターの養成と活動支援

取り組みの概要				担当課		
●認知症になっても誰もが安心して生活を送れるよう、町民や企業・団体、学校を対象に認知症の症状や関わり方についての勉強会を開催し、「認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り、支援する人」である認知症サポーターを養成します。 ●認知症サポーター養成講座を受講した方を対象としたステップアップ講座を開催し、ステップアップ講座修了者によって構成されるチームオレンジの設置を目指します。				健康づくり課		
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座						
実施回数（回）	3	2	4	5	5	5
受講者数（人）	86	83	131	150	150	150
認知症サポーターステップアップ講座						
実施回数（回）	0	2	1	2	2	2
受講者数（人）	0	13	8	15	15	15

④あんしん見守りネットワーク事業【再掲】

取り組みの概要				担当課		
●あらかじめ登録された認知症高齢者が徘徊等で行方不明になった際に、公共交通機関や郵便局、介護保険事業所等の協力事業者にメール・FAXにて情報提供と検索依頼を行うことによる、高齢者の早期発見と保護を目的としたネットワークづくりを行います。 ●ネットワークづくりにおける、新たな協力事業者の発掘・確保を図ります。 ●協力事業者や警察、町防災課と連携した「高齢者搜索模擬訓練」を実施し、町民や協力事業者に対し、行方不明時の対応方法や声のかけ方について実践的に行います。				健康づくり課		
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
あんしん見守りネットワーク事業						
登録者数（人）	31	36	22	30	30	30

⑤通いの場の拡充

取り組みの概要				担当課		
●高齢者等が身近で通うことができる「通いの場」等の拡充に向け、町民ボランティア等の活動支援を図ります。 ●認知症予防の推進を図るため、通いの場等において医師や保健師、管理栄養士、介護士、認知症疾患医療センターの相談員等の専門職による健康相談等を実施します。				健康づくり課		

⑥認知症の普及啓発・本人発信支援・家族介護者への支援

取り組みの概要				担当課		
●「共に」「生きる」カフェ ニューサマーカフェに認知症の方が参加することで、認知症の方本人の意見の把握ができるように努めるとともに、認知症の方の家族介護者同士の相互交流や情報交換、精神的負担の軽減を図ります。 ●「共に」「生きる」カフェ ニューサマーカフェに関する広報の充実や、ケアマネジャーによる周知等を通じて、認知症の方本人の参加を促進していきます。				健康づくり課		
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「共に」「生きる」カフェ ニューサマーカフェ						
開催回数（回）	18	36	24	36	36	36
延参加者数（人）	181	284	290	430	430	430

⑦認知症初期集中支援事業

取り組みの概要				担当課		
●複数の専門職によって構成される認知症初期集中支援チームを構成し、認知症が疑われる方や認知症の方及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、包括的・集中的な支援を行い、自立生活の継続を図ります。 ●認知症サポート医のいる医療機関が主治医を務めているケースや、まだ医療機関につながっていないケースに対して、重点的に支援していきます。				健康づくり課		

（２）権利擁護・虐待防止の推進

高齢者を取り巻く社会状況はより多様化・複雑化が進んでおり、それによって高齢者の権利が侵害されることのないよう、また尊厳がある生活を送るための地域づくりが必要です。本町においては、高齢者に関わる虐待防止策として、広報ひがしいずを活用した啓発を行います。また、権利擁護の推進に向けて、成年後見制度に係る勉強会・相談会を実施する他、成年後見人となった方への支援を行うことにより、制度の適切な運用につなげます。

【主な取り組み】

①権利擁護の推進

取り組みの概要	担当課
●認知症や精神疾患等により判断能力に不安がある高齢者の権利と財産を守るため、成年後見制度・日常生活自立支援事業等の権利擁護に関する制度・事業について周知・啓発を図ります。 ●成年後見に係る業務に従事する関係者同士顔がみえる関係を構築するため、専門職と連携しながら、広域で合同勉強会や相談会を実施します。 ●市民後見人養成講座の実施を通して、成年後見制度を支える市民後見人の確保・育成を図ります。また、法人後見を行う事業所の活動支援を図ります。	健康づくり課 住民福祉課

②高齢者虐待防止に向けた取り組み

取り組みの概要	担当課
●高齢者虐待の防止を図るため、広報ひがしいずに啓発記事を掲載します。 ●高齢者虐待の事案が発生した際は、高齢者虐待対応マニュアルに沿って、町担当課、地域包括支援センター、その他の関係機関等が連携して対応にあたります。	健康づくり課 住民福祉課

③成年後見制度利用支援事業

取り組みの概要						担当課	
● 成年後見制度の利用に係る申し立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行います。 ● 成年後見制度の利用促進のための広報・啓発活動を行います。 ● 成年後見制度利用促進における中核機関としての役割を担っている社会福祉協議会と連携しながら、制度を適切に運用していきます。						健康づくり課 住民福祉課	
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
成年後見制度利用支援							
実利用者数（人）	6	7	10	10	10	10	

基本目標4 介護保険サービスの充実と質の向上

（1）介護サービス・介護予防サービスの充実

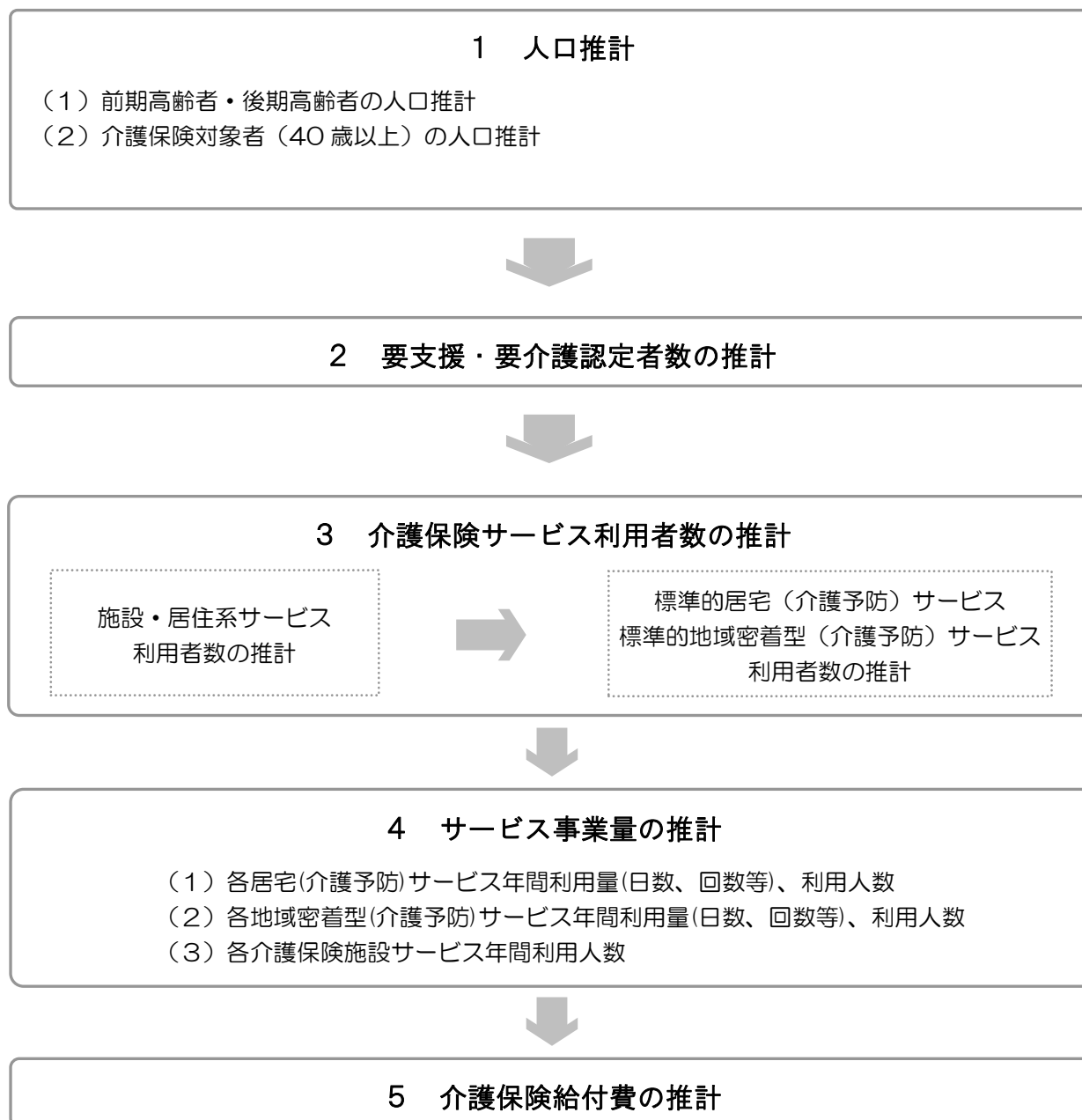
高齢者が要支援・要介護状態となっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護保険制度に基づく介護サービス・介護予防サービスを充実させていくことが求められています。介護を必要とする高齢者の増加等に伴って、今後も介護サービスへのニーズが高まることが予測されている一方で、持続可能な介護保険制度の運営を図ることが求められています。利用者のニーズに応じた、介護サービス・介護予防サービスの充実と適切な提供に努めます。

介護給付サービス 対象者：要介護1～5	予防給付サービス 対象者：要支援1・2
1. 居宅サービス ①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導 ⑥通所介護 ⑦通所リハビリテーション ⑧短期入所生活介護 ⑨短期入所療養介護 ⑩福祉用具貸与 ⑪特定福祉用具購入費 ⑫住宅改修費 ⑬特定施設入居者生活介護	1. 介護予防サービス ①介護予防訪問入浴介護 ②介護予防訪問看護 ③介護予防訪問リハビリテーション ④介護予防居宅療養管理指導 ⑤介護予防通所リハビリテーション ⑥介護予防短期入所生活介護 ⑦介護予防短期入所療養介護 ⑧介護予防福祉用具貸与 ⑨特定介護予防福祉用具購入費 ⑩介護予防住宅改修費 ⑪介護予防特定施設入居者生活介護
2. 地域密着型サービス ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②夜間対応型訪問介護 ③認知症対応型通所介護 ④小規模多機能型居宅介護 ⑤認知症対応型共同生活介護 ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 （※原則として、要介護3以上） ⑧看護小規模多機能型居宅介護 ⑨地域密着型通所介護	2. 地域密着型介護予防サービス ①介護予防認知症対応型通所介護 ②介護予防小規模多機能型居宅介護 ③介護予防認知症対応型共同生活介護 （※要支援2のみ）
3. 施設サービス ①介護老人福祉施設 （※原則として、要介護3以上） ②介護老人保健施設 ③介護医療院	
4. 居宅介護支援	4. 介護予防支援

サービス利用量の実績と見込み

各サービスの利用量について、第9期計画期間である令和6年度から令和8年度、中長期的な視点に立った見込みとなる令和12年度（2030年度）の見込みを示します。

サービス利用量は、以下の手順に沿って行います。



1. 居宅・介護予防サービス

①訪問介護（ホームヘルプサービス）

サービスの概要							
●介護福祉士またはホームヘルパーが家庭を訪問して、要介護認定者に入浴・排せつ・食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援を行います。							
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
訪問介護（ホームヘルプサービス）							
回数（回／月）	4,313	5,011	6,245	4,998	5,032	5,101	5,280
人数（人／月）	138	148	161	159	161	164	170

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

サービスの概要							
●看護師や介護職員が移動入浴車等で各家庭を訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行い、要支援・要介護認定者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。							
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
訪問入浴介護							
回数（回／月）	8	24	39	30	30	30	30
人数（人／月）	2	7	11	7	7	7	7
介護予防訪問入浴介護							
回数（回／月）	0	0	0	0	0	0	0
人数（人／月）	0	0	0	0	0	0	0

③訪問看護・介護予防訪問看護

サービスの概要							
●病状が安定期にある要支援・要介護認定者について、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行います。							
●サービスの提供にあたっては主治医との密接な連携に基づき、利用者の療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。							
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
訪問看護							
回数（回／月）	500	528	535	569	578	579	601
人数（人／月）	62	70	73	73	74	74	77
介護予防訪問看護							
回数（回／月）	36	29	29	35	35	35	35
人数（人／月）	7	5	4	6	6	6	6

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

サービスの概要							
●理学療法士・作業療法士が家庭を訪問して、要支援・要介護認定者の心身機能の維持回復を図るとともに、日常生活の自立を助けるための理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。							
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
訪問リハビリテーション							
回数(回/月)	330	261	365	373	390	406	435
人数(人/月)	23	19	26	26	27	28	30
介護予防訪問リハビリテーション							
回数(回/月)	72	25	21	55	55	55	55
人数(人/月)	5	3	1	4	4	4	4

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

サービスの概要							
●通院が困難な要支援・要介護認定者について、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が家庭を訪問し、心身の状況や置かれている環境等を把握して療養上の管理や指導を行います。							
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
居宅療養管理指導							
人数(人/月)	67	84	96	88	89	90	93
介護予防居宅療養管理指導							
人数(人/月)	7	5	6	8	8	8	8

⑥通所介護

サービスの概要							
●デイサービスセンター等への通所により、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を行います。利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減も図ります。							
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
通所介護							
回数(回/月)	1,151	1,184	1,374	1,370	1,409	1,447	1,482
人数(人/月)	121	129	150	144	148	152	156

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

サービスの概要							
●病院や介護老人保健施設等への通所により、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。							
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
通所リハビリテーション							
回数(回/月)	251	233	262	303	322	329	336
人数(人/月)	35	34	38	43	46	47	48
介護予防通所リハビリテーション							
人数(人/月)	18	9	12	15	14	16	16

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

サービスの概要							
●介護老人福祉施設等に短期間入所し、当該施設において入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の介護や支援を受けるサービスです。							
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
短期入所生活介護							
日数(日/月)	534	440	339	577	580	577	603
人数(人/月)	48	45	41	55	55	55	58
介護予防短期入所生活介護							
日数(日/月)	1	1	0	5	5	5	5
人数(人/月)	0	0	0	1	1	1	1

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

サービスの概要							
●介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、当該施設において、看護・医学的管理下における介護・機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の介護や支援を受けるサービスです。							
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
短期入所療養介護（老健）							
日数（日／月）	13	7	0	17	17	17	17
人数（人／月）	2	1	0	2	2	2	2
短期入所療養介護（病院等）							
日数（日／月）	0	0	0	0	0	0	0
人数（人／月）	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）							
日数（日／月）	0	0	0	0	0	0	0
人数（人／月）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）							
日数（日／月）	0	0	0	0	0	0	0
人数（人／月）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）							
日数（日／月）	0	0	0	0	0	0	0
人数（人／月）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）							
日数（日／月）	0	0	0	0	0	0	0
人数（人／月）	0	0	0	0	0	0	0

⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

サービスの概要							
●心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活の自立を助けるための福祉用具や機能訓練のための福祉用具を要介護認定者等に貸与します。							
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
福祉用具貸与							
人数（人／月）	188	184	181	201	206	210	220
介護予防福祉用具貸与							
人数（人／月）	30	24	21	26	25	26	27

⑪特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

サービスの概要							
●要支援・要介護認定者の日常生活の自立を助けるため、入浴や排せつ等に用いる福祉用具の購入費の一部を支給します。							
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
特定福祉用具購入費							
人数（人／月）	3	4	3	5	5	5	5
特定介護予防福祉用具購入費							
人数（人／月）	1	1	0	1	1	1	1

⑫住宅改修費・介護予防住宅改修費

サービスの概要							
●在宅の要支援・要介護認定者が、手すりの取付けや段差の解消等を行ったときに、改修費を支給します。							
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
住宅改修費							
人数（人／月）	2	2	2	4	4	4	4
介護予防住宅改修費							
人数（人／月）	1	1	1	1	1	1	1

⑬特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

サービスの概要							
●介護保険法に基づく指定を受けた有料老人ホーム等に入居している要支援・要介護認定者について、特性施設サービス計画（ケアプラン）に基づき入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談、助言、機能訓練、療養上の支援を行います。							
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
特定施設入居者生活介護							
人数（人／月）	50	58	56	60	60	60	61
介護予防特定施設入居者生活介護							
人数（人／月）	10	10	7	7	7	7	7

2. 地域密着型サービス

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

サービスの概要							
●要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と随時の対応を行うサービスです。							
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護							
人数（人／月）	0	0	0	0	0	0	0

②夜間対応型訪問介護

サービスの概要							
●夜間等の時間帯に、定期的な巡回または緊急時等に訪問介護を提供するサービスです。							
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
夜間対応型訪問介護							
人数（人／月）	1	1	1	1	1	1	1

③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

サービスの概要							
●認知症の要支援・要介護認定者を対象に通所介護サービスを提供します。							
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
認知症対応型通所介護							
回数（回／月）	123	136	167	159	159	159	159
人数（人／月）	13	15	16	17	17	17	17
介護予防認知症対応型通所介護							
回数（回／月）	0	0	0	0	0	0	0
人数（人／月）	0	0	0	0	0	0	0

④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

サービスの概要							
●「通い」を中心に、利用者の状況に応じて、訪問や宿泊を組み合わせた介護サービスを提供します。							
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
小規模多機能型居宅介護							
人数（人／月）	18	21	20	23	23	23	25
介護予防小規模多機能型居宅介護							
人数（人／月）	3	2	2	3	3	3	3

⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

サービスの概要							
●認知症の状態にある要支援・要介護認定者について、共同生活を営むべき住居において、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。							
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
認知症対応型共同生活介護							
人数（人／月）	17	18	18	18	18	18	18
介護予防認知症対応型共同生活介護							
人数（人／月）	0	0	0	0	0	0	0

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

サービスの概要							
●定員29人以下の介護専用の有料老人ホーム等で、特定施設サービス計画（ケアプラン）に基づき入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援、機能訓練及び療養上の介護や支援を行います。							
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
地域密着型特定施設入居者生活介護							
人数（人／月）	0	0	0	0	0	0	0

⑦地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

サービスの概要							
●定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介護や支援を行います。							
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護							
人数（人／月）	0	0	0	0	0	0	0

⑧看護小規模多機能型居宅介護

サービスの概要							
●小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供するサービスです。利用者は、ニーズに応じて柔軟に医療ニーズに対応した小規模多機能型サービス等の提供を受けやすくなります。また、サービス提供事業者にとっても、柔軟な人員配置が可能になり、ケア体制を構築しやすくなります。							
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
看護小規模多機能型居宅介護							
人数（人／月）	0	0	0	0	0	0	0

⑨地域密着型通所介護

サービスの概要							
●定員18人以下の小規模な通所介護施設で、要介護認定者に対して、通所介護サービスを提供します。							
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
地域密着型通所介護							
回数(回/月)	842	708	584	914	914	925	979
人数(人/月)	73	63	53	80	80	81	86

3. 施設サービス

①介護老人福祉施設

サービスの概要							
●常時介護が必要で、家庭での生活が困難な場合に入所する施設で、要介護認定者に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の介護や支援を行います。							
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護老人福祉施設							
人数(人/月)	64	64	61	67	72	72	71

②介護老人保健施設

サービスの概要							
●病状が安定し、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設で、要介護認定者に、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の介護や支援を行います。							
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護老人保健施設							
人数(人/月)	34	35	41	45	47	48	48

③介護医療院

サービスの概要							
●慢性期の医療と介護を必要とする場合に入所する施設で、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理下における介護や機能訓練、必要な医療や日常生活上の介護を行います。							
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護医療院							
人数(人/月)	2	3	2	2	2	2	2

4. 居宅介護支援・介護予防支援

サービスの概要							
●要支援・要介護認定者の居宅サービスの適切な利用等が可能となるよう、要支援・要介護認定者の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して、ケアマネジャーが、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や当該計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるための事業者との連携調整、要支援・要介護認定者が介護保険施設に入所を希望する場合における施設への紹介、その他のサービスの提供を行います。							
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
居宅介護支援							
人数（人／月）	335	344	346	369	373	374	395
介護予防支援							
人数（人／月）	50	37	35	43	42	44	45

（２）介護保険サービスの適切な提供に向けた取り組みの推進

本町において、介護保険サービスを必要とする高齢者は増加する見込みとなっています。希望するときに各種サービスをスムーズに利用できる体制を整えるには、介護人材の確保をはじめ、介護現場の整備等が重要です。本町においては、介護従事者が継続して働けるような環境の整備や、緊急時等においても各種サービスの提供が可能な体制の整備を図り、介護保険サービスの適切な提供を推進していきます。

【主な取り組み】

①介護人材の確保

取り組みの概要	担当課
●新たな介護人材の確保に向けて、国や静岡県が実施する施策の情報提供を行い、事業所による人材確保に向けた取り組みを支援します。 ●多様な人材の確保を図るため、地域住民や離職者、求職者等の新たな福祉人材の確保を図ります。 ●介護人材の確保・定着を図るため、介護従事者の資格取得等への支援を図ります。	健康づくり課

②介護現場の革新

取り組みの概要	担当課
●介護従事者が働き続けることができる環境を整備するため、介護現場におけるＩＣＴの活用、書類の簡素化・様式化、労働力の確保等、介護現場における業務の改善方法について検討していきます。	健康づくり課

③事業所における災害対策の推進

取り組みの概要	担当課
●災害発生時においても介護サービスが継続して提供されるよう、介護サービス提供事業所が作成する、災害対応に関する業務継続計画（ＢＣＰ）の点検を運営指導等で行います。	健康づくり課

④事業所における感染症対策の推進

取り組みの概要	担当課
●介護サービス提供事業所に対し、感染症予防・対策に必要な物資の備蓄や感染症が発生した場合に備えた対応策の検討について要請します。また、実地指導を行うとともに、継続してサービスを提供できるようにするための感染症に関する業務継続計画（ＢＣＰ）の点検を運営指導等で行います。	健康づくり課

（３）介護保険制度の適切な運営（介護給付適正化計画）

介護給付の適正化は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とするサービスを過不足なく適切に提供するように事業者に促すことや、適切なサービスの確保とその結果として費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築することを目的としています。

本町では、前期計画において、国が定める「認定調査の結果についての保険者による点検等」、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修の点検」、「福祉用具購入・貸与調査」、「縦覧点検」、「医療情報との突合」、「介護給付費通知」を実施してきましたが、マンパワーの不足や職員の専門知識の不足が課題となっています。そのため、取り組み内容を精査した上で、地域包括支援センター等と連携を図りながら、確実な実施に努めるとともに、課題解決の方向性を検討していきます。

また、令和5年3月に国が介護給付適正化に係る事業の見直しを行い、「介護給付費の通知」を主要事業から除外し、任意事業として位置づけたことを踏まえて、本町では介護給付の適正化に向けて以下の取り組みを行っていきます。

【主な取り組み】

①認定調査の結果についての保険者による点検等

前期計画の検証・現状と課題						
●認定調査の結果について、提出後速やかにチェック・点検を実施し、チェック項目と特記事項の差異について全件確認できています。 ●チェック・点検について全件実施ができていますが、業務量が多い中での実施には膨大な時間を要しています。						
今期計画の実施方針						
●引き続き、認定調査の結果について、提出後速やかにチェック・点検を実施し、調査員間の差異をなくしていきます。 ●本町によるチェック・点検を継続して実施するとともに、認定調査員に対し、自己点検を行うよう促していきます。						
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査の結果についての保険者による点検等						
調査結果の点検	全件	全件	全件	全件	全件	全件

②要介護認定の適正化に向けた取り組み

前期計画の検証・現状と課題						
●認定調査項目別の選択状況等について、「業務分析データ」を用いて過去のデータや全国の数値等との比較をしながら、格差是正を図りました。また、認定調査員間の判断の統一化を図りました。毎年1回の実施を目標としていましたが、令和4年度は実施に至っていません。 ●認定調査員はキャリアの違い等があることから、判断の統一化を図ることは容易でない現状があります。						
今期計画の実施方針						
●引き続き、認定調査項目別の選択状況等について、「業務分析データ」等を活用した調査員研修を行い、全国結果との格差是正と認定調査員間の判断の統一化を図っていきます。						
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護認定の適正化に向けた取り組み						
調査員研修受講回数（回）	1	0	1	1	1	1

③ケアプランの点検

Ⅰ ケアプランの点検

前期計画の検証・現状と課題						
●町内の居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーを対象に、自立支援・重度化防止に重点を置いた助言を行い、ケアマネジャーの資質向上を図りました。 ●ケアプランの点検にあたって、多職種による検証が必要とみられるケースについては、自立支援・重度化防止のための地域ケア会議（ケアプラン点検会議）において、各専門職がそれぞれの視点から助言を行っています。 ●ケアプランの質の向上を図るうえで、ケアプラン点検の効果（評価）をどのように測定するのが課題となっています。 ●町と地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが連携強化を図っていますが、適正化事業の進捗が鈍化しないよう、人材育成を図ることも課題となっています。						
今期計画の実施方針						
●縦覧点検や給付実績の点検等を活用して、対象となるケアマネジャーを選定し、ケアプランの提出を求め、ケアプラン点検を実施します。 ●地域包括支援センターの主任ケアマネジャーと連携を取り、提出を受けたケアプランについて事前に課題等を把握した上でケアマネジャーへの助言、支援を対面で行います。 ●点検を実施する中で、頻繁にみられる課題等については、介護支援専門員（ケアマネジャー）連絡会等で伝達し、町内のケアマネジャーの資質向上を図ります。また、継続して研修会を開催します。 ●ケアプラン点検を行った結果、多職種において自立支援に資するアセスメントの視点が必要であるケースについては、介護予防・重度化予防のための地域ケア会議の活用を図ります。						
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプランの点検						
ケアプラン点検件数（件）	12	12	12	12	12	12

Ⅱ 住宅改修の点検

前期計画の検証・現状と課題						
●町内で実施される住宅改修について、全件の事前訪問を実施し、施工箇所の確認・点検を行いました。 ●点検を行う職員の専門性の確保が課題となっています。						
本期計画の実施方針						
●町内で利用のあった住宅改修について、書面点検及び訪問調査を全件実施します。 ●また、軽度の認定者に対してはリハビリテーション専門職が同行しての訪問を実施し、助言をもらうことでより効果的なサービス提供を図っていきます。						
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修の点検						
書面点検・訪問調査実施件数（件）	37	32	50	50	50	50
リハビリテーション専門職の支援を受けた点検件数（件）	-	-	-	5	5	5

Ⅲ 福祉用具購入・貸与調査

前期計画の検証・現状と課題						
●福祉用具購入については、書面点検を行いました。 ●軽度認定者に対する福祉用具貸与について、理由書やケアプランの提出を求め、内容の点検を行いました。 ●点検を行う職員の専門性の確保が課題となっています。						
本期計画の実施方針						
●福祉用具の購入については、書面点検を行います。 ●貸与調査については、「福祉用具貸与一覧表」を活用し、国が公表する全国平均価格と乖離した金額での貸与等の疑義があるものについてはケアマネジャーや事業所への確認を行います。また、軽度の認定者に対してはリハビリテーション専門職が同行しての訪問を実施し、助言をもらうことでより効果的なサービス提供を図っていきます。						
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉用具購入・貸与調査						
書面点検実施件数（件）	51	55	50	50	50	50
リハビリテーション専門職の支援を受けた点検件数（件）	-	-	-	5	5	5

④医療情報との突合・縦覧点検

Ⅰ 医療情報との突合

前期計画の検証・現状と課題						
●国保連への委託により点検を実施し、過誤の確認及び処理を行ってきました。						
今期計画の実施方針						
●引き続き、国保連への委託により、点検を実施します。						
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療情報との突合						
国保連への委託による医療情報との突合	委託により実施	委託により実施	委託により実施	委託により実施	委託により実施	委託により実施

Ⅱ 縦覧点検

前期計画の検証・現状と課題						
●国保連への業務委託による4帳票の点検を実施するとともに、業務委託ができない帳票については、町職員が正しい請求がなされているか点検を行いました。						
●国保連に委託できない帳票の確認・点検を行うことができる職員の育成及び専門性の向上を図る必要があります。						
今期計画の実施方針						
●引き続き、国保連への委託により、4帳票の点検を実施します。また、委託対象外の帳票については、町職員による点検を実施します。						
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
縦覧点検						
国保連への委託による4帳票の点検	委託により実施	委託により実施	委託により実施	委託により実施	委託により実施	委託により実施
町職員による帳票の点検	1帳票 月1回	1帳票 月1回	1帳票 月1回	4帳票 月1回	4帳票 月1回	4帳票 月1回

⑤給付実績（システム帳票等）の活用

前期計画の検証・現状と課題						
●帳票の抽出・点検を実施し、疑義のあるものについて事業所に対し照会を行いました。しかし、業務量が多い中での実施には膨大な時間を要しています。						
今期計画の実施方針						
●引き続き、帳票の点検を通じて、請求内容が適正であるか確認します。 ●国保連が開催する研修会への参加や、国保連が作成したマニュアルを活用して、点検を実施できる職員の増員を図ります。						
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付実績（システム帳票等）の活用						
帳票の点検	1 帳票 月 1 回	1 帳票 月 1 回	1 帳票 月 1 回	抽出帳票 月 1 回	抽出帳票 月 1 回	抽出帳票 月 1 回

⑥要介護認定の申請から結果通知までの期間の短縮

前期計画の検証・現状と課題						
●各年度により更新申請の件数に差異があることや資料の処理に時間がかかることもあるため、処理期間に差が出ます。 ●認定期間の延長がされる中、処理件数が減ることで徐々に処理期間の短縮が望めます。今後も未処理件数を減らすために、適切に進捗管理を行います。						
今期計画の実施方針						
●認定調査員に対する内部研修や連絡会を開催し、認定調査員の作成する調査票の質を高めることで、調査票の点検、修正に要する時間の短縮を図ります。 ●結果通知までの平均処理期間や未処理件数を毎月集計し、進捗管理を行うことで、未処理件数の増加等を速やかに把握・分析し、早期の対策につなげます。 ●介護認定審査会の簡素化について検討します。						
	実績値（令和5年度は見込値）			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護認定の申請から結果通知までの期間の短縮						
要介護認定の申請から結果通知までの平均処理期間	37.6 日	48.7 日	40.0 日	40.0 日	40.0 日	40.0 日

(4) 介護保険料の算出

1. 介護サービス給付費の推計

【介護給付費の見込み】

(単位：千円)

給付費区分	第8期 実績値			第9期 見込値			参考値
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度
居宅サービス							
訪問介護	149,775	170,487	208,381	174,935	176,555	179,074	185,510
訪問入浴介護	1,112	3,295	5,376	4,135	4,140	4,140	4,140
訪問看護	31,433	31,768	30,269	34,102	34,781	34,788	36,056
訪問リハビリテーション	11,562	8,933	12,691	13,146	13,707	14,265	15,302
居宅療養管理指導	7,611	8,720	9,528	9,326	9,435	9,571	9,843
通所介護	116,231	121,341	141,110	141,175	145,142	149,164	152,029
通所リハビリテーション	25,645	23,850	25,921	32,106	34,161	34,847	35,431
短期入所生活介護	49,165	40,812	34,593	54,438	55,036	54,507	56,757
短期入所療養介護	1,528	852	0	2,077	2,079	2,079	2,079
福祉用具貸与	30,188	30,266	30,839	32,596	33,515	34,319	35,925
特定福祉用具販売	1,173	1,472	1,124	1,925	1,925	1,925	1,925
住宅改修	2,788	2,598	2,146	4,276	4,276	4,276	4,276
特定施設入居者生活介護	123,133	139,077	136,778	146,889	147,075	147,075	149,923
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	380	386	391	392	392	392	392
地域密着型通所介護	86,563	72,706	61,230	93,734	93,852	94,986	100,180
認知症対応型通所介護	14,094	15,404	19,043	18,398	18,421	18,421	18,421
小規模多機能型居宅介護	34,742	36,949	39,293	43,650	43,705	43,705	47,029
認知症対応型共同生活介護	51,310	54,409	61,085	56,024	56,094	56,094	56,608
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
施設サービス							
介護老人福祉施設	194,085	194,337	184,248	205,242	219,895	219,895	217,610
介護老人保健施設	112,623	117,403	131,656	149,929	156,698	159,626	160,974
介護医療院	7,341	9,779	7,644	8,194	8,204	8,569	8,204
居宅介護支援	56,346	56,875	57,990	61,737	62,469	62,620	66,103
介護サービスの総給付費（Ⅰ）	1,111,957	1,141,721	1,201,334	1,288,426	1,321,557	1,334,338	1,364,717

【予防給付費の見込み】

（単位：千円）

給 付 費 区 分	第8期 実績値			第9期 見込値			参考値
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度
介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	0	9	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	2,283	1,832	1,387	2,157	2,160	2,160	2,160
介護予防訪問リハビリテーション	2,560	870	495	1,933	1,935	1,935	1,935
介護予防居宅療養管理指導	1,181	600	625	1,106	1,108	1,108	1,108
介護予防通所リハビリテーション	7,138	3,338	5,168	6,298	5,803	6,561	6,561
介護予防短期入所生活介護	109	87	0	490	490	490	490
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,181	1,671	1,523	1,798	1,726	1,798	1,870
特定介護予防福祉用具販売	410	363	0	315	315	315	315
介護予防住宅改修	1,278	550	591	898	898	898	898
介護予防特定施設入居者生活介護	9,383	7,943	6,457	5,979	5,986	5,986	5,986
地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,485	1,925	1,942	2,543	2,546	2,546	2,546
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防支援	2,761	2,089	1,979	2,457	2,404	2,520	2,577
介護予防サービス総給付費（Ⅱ）	31,770	21,277	20,165	25,974	25,371	26,317	26,446

【総給付費の見込み】

単位：千円

介護給付及び予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3か年合計	令和12年度
総給付費（合計） →（Ⅲ）＝（Ⅰ）＋（Ⅱ）	1,314,400	1,346,928	1,360,655	4,021,983	1,391,163

2. 標準給付費見込額の推計

【標準給付費の見込み】

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3か年合計	令和12年度
総給付費	1,314,400	1,346,928	1,360,655	4,021,983	1,391,163
特定入所者介護サービス費等給付費	32,105	32,543	32,781	97,430	33,613
高額介護サービス費等給付費	28,739	29,134	29,347	87,220	30,043
高額医療合算介護サービス費等給付費	3,052	3,080	3,096	9,228	2,391
審査支払手数料	848	859	865	2,572	901
標準給付費見込額（合計）	1,379,144	1,412,543	1,426,745	4,218,432	1,458,110

3. 地域支援事業費の推計

【地域支援事業費の見込み】

(単位：千円)

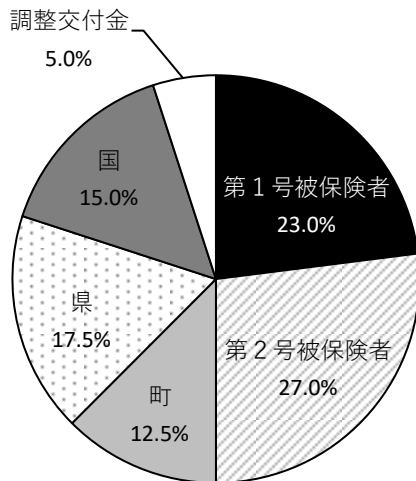
区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3か年合計	令和12年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	26,111	26,111	26,111	78,333	24,967
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	30,852	31,606	31,806	94,264	26,553
包括的支援事業（社会保障充実分）	5,246	4,244	4,244	13,734	4,007
地域支援事業費（合計）	62,209	61,961	62,161	186,331	55,527

4. 第1号被保険者の保険料基準額の算定

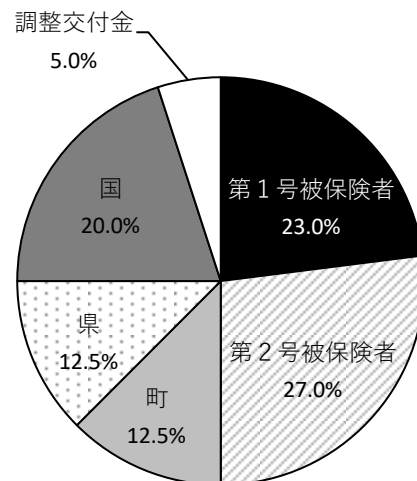
①負担割合

介護保険事業を運営するための財源は、国、県、市町村の負担金、国の交付金、第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40～64歳）の保険料によって構成されます。第1号被保険者の保険料は、総費用額の23%を負担します。

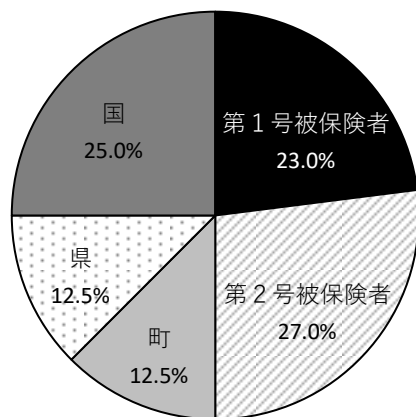
【介護保険費用負担割合】



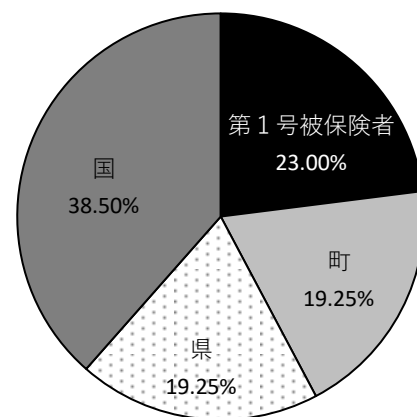
施設等給付費



居宅給付費



地域支援事業費
(介護予防・日常生活支援総合事業)



地域支援事業費
(包括的支援事業・任意事業)

令和6年度から令和8年度までの3年間の標準給付見込額、地域支援事業費等をもとに、第1号被保険者の保険料基準額を以下のように算定しました。

(単位：円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3か年合計
標準給付費見込額 (①)	1,379,144,296	1,412,543,406	1,426,744,593	4,218,432,295
地域支援事業費 (②)	62,209,000	61,961,000	62,161,000	186,331,000
第1号被保険者負担分及び調整交付金相当額 (③ = ((① + ②) × 23%) + ((① + 介護予防・日常生活支援総合事業費) × 5%))	401,774,023	411,068,733	415,091,066	1,227,933,823
調整交付金見込額 (④)	91,201,000	94,663,000	97,922,000	283,786,000
財政安定化基金拠出金見込額 (⑤)				0
介護保険給付準備基金取崩額 (⑥)				92,500,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 (⑦)				5,700,000
第8期保険料収納必要額 (⑧ = ③ - ④ + ⑤ - ⑥ - ⑦)				845,947,823
予定保険料収納率 (⑨)				98.5%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (⑩)	4,998	4,926	4,863	14,787
年額保険料基準額 (⑧ ÷ ⑨ ÷ ⑩)				58,080
月額保険料基準額 (⑧ ÷ ⑨ ÷ ⑩ ÷ 12)				4,840

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

5. 所得段階別保険料の設定

以下のように所得段階別の被保険者数を見込み、保険料を設定しました。

【所得段階別被保険者数の見込み】

（単位：人）

所得段階	対 象 者	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方 ・世帯全員が町民税非課税の方（前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下）	1,023	1,008	995
第2段階	世帯全員が町民税非課税の方 （前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下）	558	550	543
第3段階	世帯全員が町民税非課税の方 （第2段階に該当しない方）	498	491	485
第4段階	世帯に町民税が課税されている方がいるが、本人は町民税非課税の方 （前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方）	545	538	531
第5段階	世帯に町民税が課税されている方がいるが、本人は町民税非課税の方 （第4段階に該当しない方）	681	671	664
第6段階	本人が町民税課税の方 （前年の合計所得額が120万円未満の方）	947	933	922
第7段階	本人が町民税課税の方 （前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方）	604	596	588
第8段階	本人が町民税課税の方 （前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方）	240	236	233
第9段階	本人が町民税課税の方 （前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方）	60	59	58
第10段階	本人が町民税課税の方 （前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方）	38	37	37
第11段階	本人が町民税課税の方 （前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方）	21	21	20
第12段階	本人が町民税課税の方 （前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方）	11	11	11
第13段階	本人が町民税課税の方 （前年の合計所得金額が720万円以上の方）	46	45	44
合 計		5,272	5,196	5,131

【介護保険料】

本町における、第9期計画の介護保険料は以下のとおりです。

なお、給付費に対する5割の公費負担とは別に公費を投入し、低所得者の方の介護保険料が軽減されます。

所得段階	対 象 者	基準額に 対する割合	年額保険料	月額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方 ・世帯全員が町民税非課税の方（前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下）	0.455 (0.285)	26,400 円 (16,500 円)	2,200 円 (1,375 円)
第2段階	世帯全員が町民税非課税の方 （前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下）	0.685 (0.485)	39,700 円 (28,100 円)	3,309 円 (2,342 円)
第3段階	世帯全員が町民税非課税の方 （第2段階に該当しない方）	0.690 (0.685)	40,000 円 (39,700 円)	3,334 円 (3,309 円)
第4段階	世帯に町民税が課税されている方がいるが、 本人は町民税非課税の方 （前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方）	0.900	52,200 円	4,356 円
第5段階	世帯に町民税が課税されている方がいるが、 本人は町民税非課税の方 （第4段階に該当しない方）	1.000	58,000 円	4,840 円
第6段階	本人が町民税課税の方 （前年の合計所得額が120万円未満の方）	1.200	69,600 円	5,808 円
第7段階	本人が町民税課税の方 （前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方）	1.300	75,500 円	6,292 円
第8段階	本人が町民税課税の方 （前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方）	1.500	87,100 円	7,260 円
第9段階	本人が町民税課税の方 （前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方）	1.700	98,700 円	8,228 円
第10段階	本人が町民税課税の方 （前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方）	1.900	110,300 円	9,196 円
第11段階	本人が町民税課税の方 （前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方）	2.100	121,900 円	10,164 円
第12段階	本人が町民税課税の方 （前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方）	2.300	133,500 円	11,132 円
第13段階	本人が町民税課税の方 （前年の合計所得金額が720万円以上の方）	2.400	139,300 円	11,616 円

第5章 計画の推進

1 計画の啓発・広報の推進

本計画については、広報や概要版、ホームページ等の町民一人ひとりがアクセスしやすい多様な媒体や各種事業等の機会を通じて、内容の周知・啓発を図っていきます。

また、計画推進に関係する団体との連携を強化し、計画推進に向けて情報提供に努めるとともに、サービスを提供する事業者等に対しても計画について周知し、さまざまな関係主体による計画の推進を図っていきます。

2 進捗状況の把握と評価の実施

本計画の目標実現に向けて、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、進捗状況の点検、評価を実施していきます。

また、庁内の推進体制として、引き続き、高齢者福祉及び介護保険を所管する健康づくり課・住民福祉課が中心となって関係各課や関係機関との緊密な連携のもと、計画を推進していきます。

加えて、計画を着実に実行するため、計画の進捗状況についてはPDCAサイクルに基づいて、定期的に計画の達成状況・各施策の進捗状況の点検と、その結果に基づいて、必要な対策の実施を行っていきます。

3 計画推進体制の整備

(1) 情報共有と連携強化

本計画における目標設定や進行管理、評価等について情報を発信し、継続的に町民や関係機関からのニーズを把握するとともに、国・県等の広域的な機関や後期高齢者医療等の他制度における関係機関との情報共有及び連携強化を図り、今後の本町の高齢者施策の充実と地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

(2) 保健・医療・介護等の多職種・地域住民との協働

地域包括ケアシステムの深化・推進においては、介護や医療だけでなく、保健・福祉・住宅等のさまざまな関係機関と連携した取り組みが求められます。また、庁内各課が連携・協働して事業に取り組んでいくことが重要です。

そのため、行政・事業所や医療機関等の専門職種、地域住民の連携・協働による推進体制を構築していきます。

(3) 県及び近隣市町との連携

介護保険制度の円滑な運営においては、介護保険サービスの広域的利用等により周辺地域との関わりも大きいことから、県や近隣市町との連携が必要不可欠です。県や近隣市町との情報共有や連携体制の強化を図り、近隣地域とも引き続き、サービス事業者や施設の利用に関する情報交換に加え、ケアマネジャーによる情報交換等の協力体制をとっていくとともに、町独自の基盤整備を継続して行っていきます。

資料編

1 東伊豆町高齢者保健福祉計画作成委員会設置要綱

平成14年1月18日

要綱第1号

（設置及び目的）

第1条 この要綱は、東伊豆町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画を含む。）（以下「保健福祉計画」という。）を作成するため、東伊豆町高齢者保健福祉計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- （1）保健福祉計画作成並びに必要な調査及び研究に関すること
- （2）保健福祉計画作成のための関係機関との連絡調整に関すること
- （3）その他必要事項

（組織）

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- （1）医療、保健、福祉及び介護に関する学識経験者
- （2）東伊豆町介護保険被保険者
- （3）その他介護経験者

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、保健福祉計画作成の完了をもって満了とする。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長を務める。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、健康づくり課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（東伊豆町介護保険事業計画策定委員会設置要綱の廃止）

2 東伊豆町介護保険事業計画策定委員会設置要綱（平成11年東伊豆町要綱第2号）は、廃止する。

附 則（平成15年10月23日要綱第34号）

この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

附 則（平成18年4月28日要綱第16号）

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

2 東伊豆町高齢者保健福祉計画作成委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

No.	部 門	氏 名	肩 書	備 考
1	医療	中村 伸之	なかむら医院院長	
2	保健	山田 洋美	看護師	
3	福祉	村木 高行	民生委員	高齢者部会部長
4		加藤 実千穂	民生委員	// 副部長
5	事業者	佐鳥 和樹	小規模多機能ホームあたがわ	
6		安達 悦子	社会福祉協議会	
7	一般	鳥澤 勇	1号被保険者代表	
8		大川 ひとみ	2号被保険者代表	
9	行政	鈴木 尚和	住民福祉課長	
10		山田 義則	健康づくり課長	
11		柴田 美保子	健康づくり課参事	

3 計画の策定経過

日 程	内 容	場 所
令和5年1月19日～ 令和5年2月3日	○「高齢者の生活と意識に関する調査」・「在宅介護実態調査」 の実施	—
令和5年11月15日	○第1回東伊豆町高齢者保健福祉計画作成委員会 東伊豆町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期） について	役場4階 中会議室
令和6年1月17日	○第2回東伊豆町高齢者保健福祉計画作成委員会 東伊豆町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期） 素案について	役場4階 中会議室
令和6年1月24日～ 令和6年2月7日	○パブリックコメントの実施 東伊豆町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期） に対する意見募集	—
令和6年2月28日	○第3回東伊豆町高齢者保健福祉計画作成委員会 東伊豆町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期） 承認について	役場4階 中会議室

東伊豆町高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画
(令和6年度～8年度)
【第9期】

発行：令和6年3月

編集：東伊豆町 健康づくり課

〒413-0411 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取3354番地

TEL：0557-95-1124

FAX：0557-95-5691